

I 土地改革と農業集団化へ

(1945 ~ 60 年)

LPG の創出

(1) 土地改革期 (1945 ~ 52 年)

戦後 DDR 農業の起點と原有土地改革は 1945 年 9 月に開始され、土地分配。終了と土地台帳の更新をもつて 1950 年に完了する宣言された。改革は、100 ha 以上の二二一の土地所有を中心として、戦犯・十人以上關係者の土地を全面積にわたって無償で没収し、DDR の農地の 35% を土地改革下士下士に輸入し、そのうち $\frac{2}{3}$ を新農民層創設のため分配し、 $\frac{1}{3}$ を VEG を中心とする人民所有せりゆーに移管した。改革により農業經營構造は才 31 表のようになり変化し、5 ~ 10 ha の中農層⁴⁰⁾を中心とする農民的土地所有が支配的であると經營關係として指定された。

後の議論との關係で、二の土地改革につい 2 次の 3 点に注目しておきたい。

第一回、土地改革。対象は DDR の農用地の 35% (純經營面積の 31%) にあたり、うち $\frac{5}{3}$ の新農民に分配され、 $\frac{1}{3}$ の人民所有に移管されたとされる。逆にいえば、土地改革の恩恵に浴した農民的土地位する農用地面積は DDR の農用地の 20% 強、人民所有のそれは 10% 強にあたるということができる。⁵ 次に水準は 1952 年に開始される農業集団化にむけ、¹⁰ 1957 年末の LPG, VEG 等の社会主義化 ¹¹ が農用地シエアの水準 32.7% ¹² に相当している。しかし、後掲第 34 表によると ¹³ 1957 年末に LPG に加入した農用地 20 ha 未満の個人農業經營は 5.3 万戸程度にとどまり、平均 7 ~ 8 ha の新農民經營。1950 年末の創設数約 20 万戸に比べてもかなり少ない。¹⁴ 実

第三表 土地改革による経営構造の変化

経営規模 ha	0.5~1	1~5	5~10	10~20	20~50	50~100	100~	計
経営数	1939年	20.7	35.3	16.4	16.6	8.5	1.4	100%
	1951年	21.8	25.1	31.7	15.2	5.5	0.6	100%
農地積	1939年	1.3	7.8	10.6	21.1	22.5	8.4	100%
	1951年	2.0	8.8	31.4	27.4	21.4	4.6	100%

(注) 経営規模は総面積による。

(出典) *Bündnis der Arbeiter und Bauern, Dokumente und Materialen zum 30. Jahrestag der Bodenreform*, 1975, S. 195 f.

は、農業集団化の二段階でも、いまだ新農民層の大部が LPG には組織化されていない。たゞある。それがいかがわらず、土地改革関連農用地面積水準までの農用地集団化が可能であったのは、集団化の開始とともに西下人へ逃亡してたり、先駆者その他で經營放棄された農用地や地方農業経営 Betriebe der örtlichen Landwirtschaft としてマスクート評議会により經營された後に LPG に譲渡されたところにもとづいてる。⁴⁴⁾ 従って、先回りしていえば、農業集団化は土地改革の直接の対象外の農民層を如何に組織するかという大問題とともに、土地改革以上で創設された新農民層自身を組織化する二点に腐心しなければならぬからである。

第二に、土地改革は「經濟學的」にすれば土地所有構造・生産力構造・歴史的逆転であることをしてゐる。没収の主対象とする大土地所有・經營はすこく資本主義的性格を刻印されており、これが農民的的土地所有

二経営に置換したことは、私的所有⁴²⁾の枠内での土地所有の零細化と、経営内へ労働力の分業＝協業關係を家族の枠内に固定する⁵意味¹⁰からである⁴³⁾。その要因としては大戦直後の激しい食糧危機、農業アロケーション等を帝農同盟の側に獲得するという政治的契機が重視されねばならぬやう、同時に、中小農民層だけではなく農業アロケーション¹¹の中心も土地所有への根強い願望があった¹²ことや指摘されねばならぬ⁴⁴⁾。それは戦前ドイツへ農業構造がエンカート農業アロケーション¹³という國式形態では律しきれむ程度に、農民的¹⁴的土地所有、就中、大農層や元範を雇用して心地よい¹⁵と帰属するものと思われる¹⁶(20~100haの大農以上層だけ¹⁷で全農用地の30.9~26.0%を掌握してゐる¹⁸と注目された¹⁹〔第31表〕)。農民的²⁰土地所有の法的自主性を根強く擁護しつつ、次の經濟的性格の社會化を推進する²¹を通じて所有の現実的²²社會化を行ふ²³。DDR農政の基本的性格は

第三に土地改革の遂行過程に於ける淵源を有していざといへり。土地改革の恩恵にあずかる大農民層の LPGへの組織化を先行させ、その実績でも、これ以外の中小農民層、大農層を組織化する二つの方針にそれにあづからず、「土地所有」の大字を抵抗に遭遇せねばならぬか。従以降 3 年之内に、1957 年の社会主义化率 74.1% の農用地面積のうち 32.7% は、その後僅か 3 年で 91.9% に引き上げられた。この過程で大農層の財力による庇護が中小農民層の西ドイツへの一層の逃亡を惹起したからである。⁵

第四に、土地改革によって比重を占める小生産者小农、VEGや創設され、種子給予公家畜の育種・供給に於ける決定的影響力を失ち、社会主义的大経営の天下にして、集団化以降の農業の社会主义的改造過程における管制高地の役割の一つを担つたのである。¹⁰

第五に、土地改革末期から集団化的開始に至る間には、集権化された組織による計画工管理

の体制が急速に整備されていったことを付記しておきたい。それには、農民互助同盟 VdgB の農業商業協同組合 BHG (VdgB) への発展 (1950年11月20日), VdgB の下に設立された機械貸与支行 - 三分会 MAS (1946年11月24日)・機械トラック等の支行 - 三分会 MTS への発展 (1952~53年), 土地所有調達・賃付軽産 VEAB の設立等がある。

(2) 農業集団化期 (1952~60年)

1952年7月のSED第2回党会議はDDR農業の社会主義的改造によって、社会主义の経済的基礎を構築することと課題とした。農業集団化の開始である。当初は大農以上層の参加が制限されていたが、「社会主义の全体としての發展と、LPGの内部の強化によって」大農のLPGへの参加の道が、1954年12月の第3回LPG議長・活動家会議で開かれた¹⁵⁾。しかしLPG化は必ずしも順調に進んだわけではない。

本す第32表によつて個人農の動向からみて知
ニう。50年にはよき85.6万戸であった経営は、
社会主義化の第一段階が完了す360年⁴⁴⁾には
一奪は3万戸に激減し、以降漸減傾向を続け
、68年には1万戸強が残存するに至りつゝ
る。筆者はこの過程について三つの点を指
摘しておきたい。

第一に、60年以降頗強に残存する個人農の
平均規模(60年16.1ha, 68年33.3ha—農用地)
に示されたようには、集団化は太農以上層
へ根強い抵抗を拂除して行われればならない
に至つてゐる。

第二に、1950～60年には減じて個人農経
営數約80万戸強に対して、1960年にはLPG
に加入して個人農、および園芸経営は後掲第
34表に示したように約40万戸にまでなり、残
りの経営の大部分は経営放棄されたもの
ではないかと推測されるに至つてゐる。(但し
、第32表の(注)を参考のこと)。集団化への抵抗
は太農を農民層に皮肉に打されてゐる。

年 度*	総経営戸	そのうち		総農地面積 ha	そのうち		私的セクターの平均農地面積 ha/戸		
		私的セクター・個人經營	教会・施設		私的セクター・個人經營	教会・施設			
1950	888,245	855,624	に社 会主 義	96.3	6,528,371	6,157,034	94.3	7.2	
51	886,490	854,497	ま れ て い た た 下 1	96.4	6,548,026	6,148,802	93.9	7.2	
52	870,434	841,961	れ 義 て ヒ ク タ シ ト 1	96.7	6,525,816	6,085,157	93.2	7.2	
53	786,730	745,166	い ク タ シ ト 1	94.7	6,511,234	4,816,648	74.0	6.5	
54	794,457	763,374	た シ ト 1	96.1	6,497,189	4,901,840	75.4	6.4	
55	803,207	780,990	下 1	97.2	6,482,047	4,711,355	72.7	6.0	
56	762,659	740,518	1,005	97.2	6,479,658	4,495,724	13,055	6.1	
57	704,820	676,965	1,999	96.3	6,465,491	4,337,175	13,382	6.4	
58	654,923	630,853	1,251	96.5	6,447,770	3,996,493	13,587	6.3	
59	367,035	341,880	1,253	93.5	6,429,978	3,318,478	14,467	51.8	9.7
60	59,958	30,202		50.4	6,437,324	485,768		7.5	16.1
61	57,723	28,238	個 人 經 營	48.9	6,428,729	471,110	個 人 經 營	7.3	16.7
62	47,222	19,947	個 人 經 營	42.2	6,406,424	426,488	個 人 經 營	6.7	21.4
63	44,057	17,409	個 人 經 營	39.5	6,392,364	410,690	個 人 經 營	6.4	23.6
64	36,353	15,528	個 人 經 營	42.7	6,383,826	400,898	個 人 經 營	6.3	25.8
65	33,990	13,839	個 人 經 營	40.7	6,373,819	389,336	個 人 經 營	6.1	28.1
66	31,383	12,669	個 人 經 營	40.4	6,363,342	380,453	個 人 經 營	6.0	30.0
67	27,875	11,766	個 人 經 營	42.2	6,350,780	375,261	個 人 經 營	5.9	31.9
68	25,743	11,170	個 人 經 營	43.4	6,336,730	371,985	個 人 經 營	5.9	33.3

(注) * 1950~58年は総面積0.5 ha以上の経営、それ以降は農地1 ha以上の経営をとっている。1960年は年末の数字、それ以外は年度半。

(出典) S. J. d. DDR, 1956, 1959 u. 1969.

第三回、個人経営の減少は、1956年までには少しずつ進行していったが、1957～58年に転換馬鹿訪れたことである。すなわち57年10月のP.D.33中総決定を軸として、それがまた「改革により創出された農民経営の高い生産力を誇歌する」との見解や、弱小LPGの解体を主張する見解（例えは八一四一七）や修正主義として批判され、行政的指導の強化による全農民層のLPGへの組織化が計画されたからである⁴⁷⁾。集団化は58～60年の僅か数年で一挙的に完了する。二点を社会主义セクターの動向を示す才の表で確認しておこう。LPGの形態は当初からI・II・III型に分けられ、参加農民の意識水準に対する多様な組織方向性とされたといつてよい⁴⁸⁾。しかし実際には52年を別とすれば、経営体数、農地面積の両者でII・LPG III型を中心とした組織化が進みながら二つは明確化であろう。57年、LPG III型の経営数5554、農地面積は23.9%はLPG I・II型の1137、1.3%を遙かに凌いでいるから

第33表 DDR 農業における社会主義セクターの展開過程

年度*	VEG			LPG I型			LPG II型			GPG			社会主義農地			左のうち、KAP により経営される部分		
	経営数 件	全農地面積 中のシェア %	平均農地面積 規模 ha	KAP 件	KAP の平均 規模 ha	KAP の平均 規模 ha	農・地 シェア %											
1952	614	3.6	378	166	0.4	175	1,740	2.9	109	—	—	—	6.8	—	—	—		
53	562	3.8	441	1,926	6.8	230	2,765	4.8	113	—	—	—	26.0	—	—	—		
54	557	4.3	593	3,060	11.4	243	2,060	2.9	91	—	—	—	24.6	—	—	—		
55	540	4.4	525	4,652	12.8	248	1,395	2.0	—	—	—	—	27.3	—	—	—		
56	555	4.4	516	5,260	21.8	269	1,021	1.4	—	—	—	—	30.4	—	—	—		
57	577	4.6	514	5,554	23.9	248	1,137	1.3	74	—	—	—	32.7	—	—	—		
58	588	5.8	533	6,369	32.3	327	3,268	4.8	94	—	—	—	37.8	—	—	—		
59	688	6.0	565	6,535	32.9	373	3,597	5.5	99	—	—	—	48.2	—	—	—		
1960	669	6.2	591	6,337	52.7	534	12,976	31.5	156	298	0.2	46	91.9	—	—	—		
61	616	6.2	650	6,361	54.8	552	11,545	30.1	167	322	6.2	36	92.6	—	—	—		
62	609	6.5	673	6,349	56.6	570	10,275	29.0	181	367	0.2	38	93.1	—	—	—		
63	594	6.2	683	6,342	57.1	573	9,988	28.6	182	369	0.2	40	93.1	—	—	—		
64	601	6.3	702	6,295	57.6	583	9,566	28.1	187	368	0.2	42	92.9	—	—	—		
65	572	6.7	743	6,166	58.7	605	8,973	27.1	192	367	0.2	43	93.1	—	—	—		
66	564	6.7	733	6,359	60.1	629	8,157	25.9	201	361	0.3	46	95.5	—	—	—		
67	548	6.8	782	6,944	62.1	661	5,129	23.8	211	354	6.3	51	93.3	—	—	—		
68	544	6.9	798	5,759	65.4	717	5,754	20.4	224	351	0.3	53	93.3	—	—	—		
69	527	6.9	824	5,650	70.1	781	4,186	15.8	238	349	0.3	54	93.3	—	—	—		
1970	511	7.0	866	5,524	72.0	819	3,485	13.8	249	346	0.3	60	93.3	—	—	—		
71	500	7.1	887	5,663	75.5	838	2,664	10.3	243	338	0.4	69	92.8	283	2,950	14.2		
72	500	7.1	893	5,636	78.1	872	1,939	7.8	253	344	0.4	66	93.7	552	2,723	25.5		
73	505	7.2	890	5,402	80.4	935	1,185	5.5	293	324	0.4	69	93.9	1,066	3,491	62.7		
74	476	7.2	919	5,066	82.2	1,021	698	3.5	311	298	0.4	81	93.9	3,675	74.5	—		
75	463	7.5	1,023	4,307	84.4	1,233	306	1.5	309	287	0.4	86	94.0	1,210	4,130	84.5		

(注) * 1959年までは、経営数は12月31日、農地面積は6月15日の数字。1960年以降は、経営数は9月30日、農地面積は6月15日の数字たため厳密にはそれ以前と接続しないが、趨勢を知る上では不得已である。

** 1960年までは LPG の中に含まれていた。

*** VEG, LPG, GPG 以外のものを含んでいる。**なお、面積は金額で統一された。**

(出典) ~1959年: S.J.d.DDR, 1968.

1960年~: S.J.d.DDR, 1978.

である。次の五工地改革の延長線上の集団化は LPG Ⅲ型を創出したる水準である。たゞ 10
元々。昭和 58 ~ 60 年の過程で地代性格を呈した
15 3 と 11 と 7 と 5 と。最も組織化が急速に進み
了れ 59 ~ 60 年を弄ると、LPG Ⅲ型の経営体
の増加は僅かで平均規模の著しい拡大を特徴
20 としている。これに対し、LPG I・Ⅱ型ではとく
に 60 年に著しい経営体の新設によって集団化
25 がされられてくるものである。先に 1934 年
以上、て以降の展開過程の意味を別の角度で
30 考察してみよう。

それによれば以下の諸点が明らかになるだ
35 ろう。

第一に、I・Ⅱ型では一貫して 20 ha 未満の
個人農を中心とした組織化がはかられていた。
40 その速度が遅いのに對し Ⅲ型ではすでに
1953 年から農業労働者を中心とした組織化が
45 すすめられていたり、1957 年までは工業労働者
とあわせて組合員の過半数をもつていた——
50 この農業労働者は上述の地方農業經營の担い

表34 LPG組合員の立目(人)

No.

型 年 度	合計	婦人	18才未満	加入前・職業												%	
				個人農・提供農地面積面積		雇用労働者工場労働者		園芸經營者		手工業従事者		その他					
				20ha未満	20ha以上	人	人	経営主	雇用者	経営主	雇用者	経営主	職人	人	人		
	1952	37,000	8,490	·	22,140	10,058	—	—	4,459	·	·	·	·	·	·	·	
I	53	128,550	61,091	·	43,060	31,933	—	—	18,238	·	·	·	·	·	·	·	
	54	158,356	75,994	11,530	73,958	—	1,259	—	19,375	1,731	·	·	·	·	·	·	
II	55	196,946	92,485	13,343	44,310	33,292	1,183	1,154	96,146	11,287	·	·	·	·	·	·	
	56	219,599	99,937	11,880	49,994	34,733	2,345	2,164	98,606	21,673	·	·	·	·	·	·	
III	57	229,026	104,071	8,772	53,497	35,354	2,717	2,559	97,341	25,847	·	·	·	·	·	·	
	58	352,938	156,502	10,161	101,189	66,161	6,393	6,398	117,903	33,453	·	·	·	·	·	·	
IV	59	435,365	191,866	8,616	124,816	83,408	9,042	9,339	129,752	40,634	720	447	1,486	3,387	33,334	·	
	60	945,020	425,147	12,318	376,753	245,392	23,241	26,651	157,821	48,029	1,543	936	3,761	4,930	55,967	·	
	1952	32,815	7,968	·	20,400	9,303	—	—	2,849	·	·	·	·	·	·	·	
I	53	52,844	24,030	·	23,326	17,146	—	—	10,801	·	·	·	·	·	·	·	
	54	33,241	15,505	1,590	8,740	6,979	·	·	6,692	·	·	·	·	·	·	·	
II	55	22,851	10,306	977	8,673	7,355	228	261	4,029	1,092	·	·	·	·	·	·	
	56	14,977	6,780	479	5,887	5,015	235	307	1,959	1,046	·	·	·	·	·	·	
III	57	14,458	6,649	321	5,837	4,861	310	409	1,534	881	·	·	·	·	·	·	
	58	53,765	24,607	926	25,415	19,754	1,295	1,713	2,056	1,157	·	·	·	·	·	·	
IV	59	62,959	28,024	702	28,774	22,994	1,806	2,478	1,698	1,549	37	25	73	41	3,004	·	
	60	379,086	196,864	3,279	200,112	136,111	10,048	13,105	8,156	4,083	233	111	527	121	6,569	·	
	1952	4,185	1,002	·	1,740	751	—	—	1,610	·	·	·	·	·	·	·	
I	53	75,706	37,061	·	19,734	14,787	—	—	37,437	·	·	·	·	·	·	·	
	54	125,115	60,649	9,940	22,348	17,424	·	·	67,683	·	·	·	·	·	·	·	
II	55	174,595	82,779	12,366	35,637	25,937	965	893	92,117	10,195	·	·	·	·	·	·	
	56	204,622	93,157	11,401	44,087	29,718	2,110	1,857	96,647	20,627	·	·	·	·	·	·	
III	57	214,568	97,422	8,451	47,660	30,493	2,407	2,150	95,807	24,966	·	·	·	·	·	·	
	58	299,173	131,895	9,235	75,774	46,407	5,098	4,685	115,847	32,296	·	·	·	·	·	·	
IV	59	372,906	163,842	7,914	96,042	60,434	7,236	6,861	128,054	39,085	683	422	1,413	3,346	29,330	·	
	60	565,934	248,283	9,039	176,641	109,291	13,193	13,546	149,665	43,946	1,310	855	3,234	4,809	49,444	·	
1960年	合計	100	45.0	1.3	39.9	26.0	2.5	2.8	16.7	5.1	0.2	0.1	0.4	0.5	5.9		
構成割合	I・II	100	46.7	0.9	52.8	35.9	2.7	3.4	2.2	1.1	0.1	0.0	0.1	0.0	1.7		
(%)	III	100	43.9	1.6	31.2	19.3	2.3	2.4	26.4	7.8	0.2	0.2	0.6	0.8	8.7		
(注)	S.I.d.DBR	1960/61. S.428f.	-														

手で、自由競争と呼ばれて放棄された競争の LPGへの譲渡に伴い、⁵組合員化したものの¹⁰3。つまり集団化は出発点から、農業常勤者層の1=二三十丁を条件としていた。

次に、⁵1957年以降のLPG化の急展開は、¹⁰20ha未満の個人農の組織化の著しい増大以上、¹⁵、²⁰担当地域の三分一程度でも1958年に20ha未満の個人農の数が農業常勤者数を二分、²⁵1960年に全組合員の過半数に達する。³⁰つまり、³⁵集団化の最終局面ではやがて中小農民を中心とするLPG化が達成されたわけである。換言すれば大農層に対する、広範な中小農民層の根強い抵抗を排除してはじめて集団化が達成されたといふことである。先ほどの最終局面でも農業・工業常勤者層が自らの1=二三十丁、⁴⁵丁を中堅としている。

第三に、⁵⁰20ha以上の大農層は、工・工型だけではなく、⁵⁵工型にも組織されており、毛ぼろ二ちゃんの方を中心としているが、⁶⁰工型への組織化が比較的早くから進んでいたのに対し、

工・Ⅱ型への組織化は1959～60年に一斉に行われた——つまり大農層の組織化は一方で、実績をもとに既存 LPG^{III} 型への編入として徐々に行われ（但し、最終局面ではかなり促進された）。他方で意識水準に合わせて、社会化水準の低い LPG 工・Ⅱ型へ新設として一斉に行われた。工名⁴⁹⁾。工・Ⅱ型は組織された大農層は経営者の数を二三十家族販売存在する三千と示されることはなく、概してⅢ型は組織された大農經營上より規模が大きくなると思われる三千二七〇にこれに対応する。

先づて才四に、創出された LPG はⅢ型だけではなく工・Ⅱ型にも中小農・大農とも農民階層だけではなく、農業常勤者・工業常勤者・園芸経営者・手工業者、先づ MTS のトラクタ一年生と実際に多くは社会階層の出身者により構成された二千五十七。

ともあれ、二二に集団化へ完了した。20.2.85.6 万戸の個人農はより經營された。DDR の農地は 52.7% の農地をもつ LPG^{III} 型 6000

第35表 LPGの規模別構成割合 (DDR・48.1) %

No. _____

	DDR	Rostock	Schwerin	Nordbrandenburg	Potsdam	Frankfurt	Cottbus	Magdeburg	Halle	Leipzig	Erfurt	Gera	Suhl	K.-M.-S.	Dresden	
耕經營数	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
I	200ha未満	50.7	52.9	55.4	43.9	47.1	41.9	45.3	44.1	51.5	61.0	38.7	59.1	45.2	51.6	62.2
I	200~500ha	14.7	9.9	10.7	11.4	13.1	13.6	29.4	12.1	12.3	8.2	22.8	15.2	25.2	19.9	12.4
I	500~1000ha	1.6	0.8	0.7	1.1	1.2	3.0	4.7	0.4	1.4	0.2	3.4	1.3	5.5	2.2	0.9
II	1000~2000ha	0.1	-	-	0.1	0.1	0.1	0.6	0.1	-	-	0.1	-	0.2	-	0.0
III	2000ha以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
割合	1.計	67.1	63.5	66.8	56.5	61.6	58.6	78.9	56.7	65.2	69.4	65.1	75.6	76.1	73.7	75.5
割合	2.計	32.9	36.5	33.2	43.5	38.4	41.4	20.1	43.3	34.8	30.6	36.9	24.4	23.9	26.3	24.5
合計	200ha未満	6.4	2.4	4.0	3.1	2.7	3.3	6.6	2.6	4.0	5.7	7.7	16.7	15.4	10.6	10.6
合計	200~500ha	12.1	10.6	15.6	13.5	13.5	13.8	8.4	14.2	9.7	13.5	15.9	6.1	7.3	11.7	10.7
%	500~1000ha	10.3	13.4	11.2	20.6	16.2	19.6	3.8	18.3	11.8	8.5	9.2	1.2	1.3	3.6	3.0
%	1000~2000ha	3.7	9.2	2.3	5.9	5.2	6.4	1.1	7.7	8.4	2.7	2.0	0.4	-	0.5	0.2
%	2000ha以上	0.3	0.8	0.1	0.3	0.8	0.2	0.2	0.5	0.9	0.1	0.1	-	-	-	0.0
総耕用地面積	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
I	200ha未満	17.7	13.3	20.3	11.2	13.3	11.1	18.8	12.1	14.1	24.1	15.4	38.3	22.7	26.5	33.7
I	200~500ha	15.3	8.1	12.6	9.8	11.3	11.0	34.8	7.4	10.3	10.0	23.8	27.2	36.5	27.5	21.0
I	500~1000ha	3.6	1.2	1.7	1.8	2.3	5.0	11.7	0.6	2.5	0.9	7.4	4.6	16.9	6.7	3.6
II	1000~2000ha	0.4	-	-	0.4	0.4	0.4	2.9	0.2	-	-	0.5	-	1.0	-	0.3
III	2000ha以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
割合	1.計	32.0	22.6	34.6	23.2	27.3	27.5	68.2	20.3	26.9	34.8	47.1	70.1	77.1	60.7	58.6
割合	2.計	63.0	77.3	65.4	76.9	72.7	72.5	31.9	79.7	73.1	65.2	52.9	30.0	22.9	39.2	41.4
合計	200ha未満	2.9	0.9	2.2	1.2	1.1	1.4	3.1	1.0	1.7	3.4	3.6	11.7	8.7	6.1	7.7
合計	200~500ha	14.7	10.7	20.7	13.5	13.7	12.8	10.3	14.1	9.1	20.7	18.6	10.4	10.5	18.0	19.7
%	500~1000ha	25.6	26.1	30.4	39.8	32.6	35.1	10.5	34.3	23.3	25.3	21.7	4.9	3.7	12.1	11.9
%	1000~2000ha	17.2	34.1	11.6	20.4	19.4	21.8	5.9	26.6	33.0	14.3	8.5	3.0	-	3.0	1.5
%	2000ha以上	2.6	5.5	0.5	2.0	5.9	1.4	2.1	3.7	6.0	1.5	0.5	-	-	-	0.6

(注) I・II・IIIの合計は100%となる場合で、各用地面積は共同化耕地面積を除く個人利用部分の合計。

(注) S.J.d. DDR, 1960/61, 2.422 57年。

件全(平均 534 ha), 31.5% の農地を占める約
1 万 3000 件の LPG 工・工型(平均 156 ha)の
農民を中心とする社会主义セクターに工・工
担われること多い。県ごとの型別・規模
別分布は第 35 表に示す通りである。二つに
いふ。(i)概して「南部」諸県工・工型の比重
が高く、規模が小さいこと。(ii)工・工型は大
部分が 200 ha 未満に集中して規模の差
が大きいに付し、工型は 200 ~ 1000 ha を中心
としつつも規模の差が大きく、2000 ha 以上
のものも存在する(船山などが「北部」諸県
(集中)にてを指摘している)。そこで次に
、この LPG の性格を検討するにしよう。

{3} LPG の構造

LPG は 1952 年に制定された旧『摸範定款』¹⁰
と、旧『經營規則』をもとにし、自然的に
LPG に歸属する農民・常勤者自身による作
成・承認された定款、經營規則にもとづいて

運営された。これが途中1954年の大農の参加承認等の若干の修正を経て、集団化の最終局面で、人民議会下の閣僚評議会により決定・承認されたLPG法 (Gesetz vom 3. Juni 1959 über die landwirtschaftlichen Produktionsgenossenschaften, GBl. I, S. 557 ff.) ,

LPG『摸範定款』(Musterstatut für landwirtschaftliche Produktionsgenossenschaften Typ I [II, III] vom 9. April 1959, GBl. I, S. 333 ff.), LPG『摸範經營規則』(Empfehlung für die Ausarbeitung der inneren Betriebsordnung der LPG vom 6. August 1959, GBl. I, S. 657 ff.)

以下にて新体制法的方向が示されたり。二つうち、Ⅱ型の『摸範定款』は1962年の第7回ドイツ農民会議の後で、Ⅰ型より高度な型への発展の条件を創出するために新しく『摸範定款⁵⁰⁾』としておさかえられたや。これらの法規は、1977年のLPGP, LPGTの『摸範定款』、『摸範經營規則』により代替されるまで、60年代以降のLPGの発展方向を規定するものとなつた。左記以下では、これらの法規をもとにして、LPGの構造を検討しておこう。なお、LPGⅡ型は事实上、Ⅰ型とⅢ型との間の過渡段階の役割し

やむにす、実際の LPG の展開過程では大きな影響を与えたものに対する記述を付記しておきたい（たゞ之は、Ⅱ型は 60 年の 225 経営、農地面積 4 万 ha の最高水準であり、これは全 LPG の経営数の 1.2%，農地面積の 0.8% をしめすにすぎなかった）。また、以下の叙述は特記しない限り、それは I・II・Ⅲ型に共通の規定である。

(1) 組合員資格

『定款』は I. 目標と課題において、「我々…(所在地—引用者)の勤労農民、園芸家、手工業者、農業常勤者はこの定款を自由に決定し、それに基づて LPG …(名稱—引用者)…型を結成する」と述べ、さらに、16 条を二元定款を承認し、加入金 5 DM を支払えば(但し、1 家族で複数の組合員のときは 1 家族につけて)、誰でも組合員にされたとしている(総会の単純多数決で決定され、しかも拒否は例外的だと規定されてゐる)。筆者抄写

1 点をくり返し強調してゐる人は、原則として LPG や農民によつての組織成されたという通念が存在してゐるからである。LPG は農民だけではなく、様々な階層に属する人々によって組織成され、それらの人々は LPG 組成後は全く單一の協同組合農民 Genossenschaftsbauern という階級を形成するに至つたのである。

(2) 土地の所有と利用

LPG の利用する土地は、(i)組合員が共同利用のために提供した土地、(ii)人民所有のいし土地改革地から國家により譲渡された土地、(iii)オーナーの所有に属するが、國家から利用権や譲渡された土地、及び、(iv) LPG 自身が所有権を獲得した土地から成つてゐる。二つうち、(i)について後で詳述するとして、(ii)から順に検討しよう。

(ii)の土地は VEG などの人間所有地の利用の再編に伴う土地、或いは土地改革以前の未配分地や、離農などにより土地改革で才

上に返還された土地や LPG の利用のために提供されたもので、土地所有は人民所有のまま変わらず、利用権だけが LPG に移行する。利用料や期間などについて対象に応じて諸種の法的処理が行われる（たとえば LPG や自らの力で建物建設をするときの人民所有地や提供された場合は通例、一定の利用料⁵¹⁾、無期限の利用権貸与 *Verleihung von Nutzungsrecht* の方法がとられるし、土地・建物とも人民所有のまま長期に全面的な利用権を提供される場合は権利者資格 *Rechtsnägerschaft* の方法がとられ、建物については無償なし有償——二の場合には回数がありの時価の利用料⁵²⁾を支払う——で、土地については無償で返す）。

(iii) 土地は主として、例の放棄された個人経営の土地を LPG や國家（郡評議会）を介して利用してくる場合で、これは LPG と個人間の借地契約や利用契約にもとづいて LPG や利用してくる土地や合意がある。範論的につき

、これらの土地は所有権が一も二。所有者が残されたまま、1955年1月1日以降LPGに無償で利用権や譲渡之れ、借地・利用契約は古くから郡評議会と土地所有者の間で締結され、借地料・利用料の支払は郡評議会や行う事に至る。(但し、放棄經營者は所有者や帰属して手続をした場合のみに行われた)。⁵³⁾ V.

ケレルヒュン上、こうした自由經營地は約70万haで、LPGに利用権移転され、LPGの土地利用。小部分が部分を構成してしまっている。⁵⁴⁾

(IV)の土地はさわめて例外的の場合で、(iii)で示された經營放棄地やLPG組合員の脱退・相続に關連して、LPGが購入の方法で取得した土地などである。

次に最も重要な(i)の土地についてみると、この土地は組合員の名義で土地台帳に記入され、所有権は組合員の手に残されるもの。組合員が提供すべき土地は工農工は自作地と自作地。全耕地にてて、草地、永年作付地(果樹園・木・竹作付地)、森林、輸入は組合決

定事項とする。大農⁵⁵⁾が参加する場合は耕地と古仁森林等の全經營地の輸入や義務づけられ、採草地、放牧地等は自己經營面積は他の組合員の平均を超えるが範囲で総会決定される。Ⅱ型では工型に加之、全草地・永年作付地・利用可能な土地の輸入や義務づけられ、森林の輸入や総会決定事項とする(大農の森林利用は他の組合員の平均才で切り下される)。Ⅲ型では養魚地等も含むた全經營地の輸入や義務づけられる。古仁土地を全く持たないか僅かしか持たない組合員は他の組合員から土地を購入するが、他の組合員が土地持分 Bodenanteil の請求権を持たない國家から利用権を得た土地を自由經營地から、他の組合員の平均を超えるが範囲で土地台帳に登記する土地を獲得し、土地持分の請求権を得る二二ヤービス。

土地台帳には大ささと質だけの書き込み机、LPGは合理的な輪作体系のため、提供了した土地を再編・統合して利用する。つまり、

LPGは提供された土地に対する全面的な利用権を獲得し、組合員のもとで在るか否かを問はず、全ての私的所有によつて制限されることがない地位を確保してゐるわけである（LPGの利用においては提供された土地は原則として無期限である）。二つには以下の諸点に於いて特徴的である。

第一に、組合員は自らの所有地即ちLPGの經營の対象となり得る限り自由に処分することができる。されば、譲渡は國家、LPG、僅かしか或いは全く土地を持たないLPG組合員に對して行われる。

第二に、組合員の土地は相続できるが、相続人や組合員ではあるが、或いは国家、LPG、僅かしか或いは全く土地を持たないLPG組合員に土地を譲渡したときは、相続人は都議会と利用契約を結ぶ、LPGに土地を引きつづき利用をせることとなる（上述の(iii)の場合に移行する）。

第三に、組合員資格離脱中の利用抑止。

購入、贈与、法律にもとづく相続、死亡にもとづく措置などで土地の組合員の処分権限に入ることとは、この土地も又 LPG に提供しなければならない。但し、この土地が他の LPG , GPG, VEB などの経営地のときは利用者を変えずに、この LPG とそれらの経営との間に利用契約が結ばれる。

第四に、組合員が LPG を脱退したときは、提供した土地の大半は其にもとづいて組合の土地の輸送部の土地が返還されるところである。このように、1964 年に制定された『土地利用令』では第 5 条～第 9 条で社会主义農業・経営部門の農用地の引受けを大中に制限する方向で打ちだされつつある。それに上記で社会主义化ターゲットからの農用地の引受けは根拠のある例外の時だけに認められる。この際当事者間の契約的協定が結ばれ国家機關の同意や仲調がなされることがされて、現実には脱退する人と都議会の間に利用契約を結ぶ方向で行われる。すなはち (上述 (iii) の土地

へやり方)。

第五回、LPGは提供された土地の枠内に、
土地利用の変更、土地改良の実施、道路や溝
の建設と変更、建物の建設や変更を行つた
事なく、人民所有地・他のLPGの利用地・個
人の利用地との間に利用交換 Nutzungstausch
を行ふ、自由な土地利用秩序を形成する事
である。つまり LPGは提供された土地所有
の地域的多样性をもたらす土地利用を行ふ可能性
をもつてゐるわけである。

乍ら、個人経営地付、組合の共同利用に提供
された土地(レーティング工型では草地
・永年作付地・森林、正型では森林)
について、耕地面積のし工地から組合員1人ないし世
帯当たり0.5haを上限として「保持しうる behal-
ten kann」(62年には「複数のシテヤ
ヒキの erhalten kann」)と修正され
た。四十歳以上れば前者の規定がどの土地
でも自由に個人経営ができるかのように重視
されるが如きのとおり、LPGは組合員の土地を

命付与之を zuteilen してやるべきと理解されるべきだという、その理由(表3)。⁵⁶⁾

(3) 生産手段の所有と利用

結論的にいえば、基本的生産手段は工型の組合員の私有の下にあられ、組合への利用権提供義務が表3に示す如く、Ⅲ型では組合への供与と資産寄与 Inventarbeitrag との譲渡義務があり、組合の所有に移行する(工型はほほこの中間)。工型では馬・雄牛・トラクター・農業機械の組合の利用のための MTS 料金表工の価格を超えて一範囲で総会決定される支払いを対価として貸し出される。したがって建物・用具は組合員の私的所用・利用の下にあかれている(大農の家畜・農業機械の私的所用・利用の範囲は総会決定され、超過分はⅢ型への移行の際の資産寄与として組合の所有へ移行する)。Ⅲ型では個人經營には供与ではなくトラクター・農業機械・建物等が個人經營として認められた以上、家

着・森林立木也立毛や譲渡されねばならぬ
 (資産の共同化が行われてゐる)。Ⅲ型での
 資産寄与は、組合に土地を提供した者も、國
 家の土地等から土地台帳に自分の名義で貸
 方に記入する二つに上り土地を獲得した者も
 等しく行われなければならぬ。この額は通常
 例農用地 1 ha につき 500 M、森林 1 ha につき
 800 M とされ、資産譲渡によりこれに充當す
 る。但し、上述の後者の者はも、以下現金で
 これを支うべきである。小作人の場合 LPG
 G に提供した全ての土地について資産寄与を行わねばならぬ。決められた資産寄与額と
 資産の譲渡額との間の過不足は現金で清算す
 る。なお、建物一閑にては、資産寄与といふ譲渡せず、修理費・税金・保険を組合が負
 担し、収入の分配にあたって資産資料を支払
 う方式が認められてゐる。

(4) 組合の基本的組織と常勤原則・評価

LPG の基本的組織構造は、後二者の LPGP

の場合と大差ない。最高機關は組合員総会¹⁰、重要事項の決定は全てここで行なわれる（當時、LPGの規模は略記して、平均組合員数工・大型 27.6 人、大型 85.8 人——毎月召集される二二に在つていた）。総会で選出された幹部会が現実の執行機關¹¹、LPG議長により主宰され、毎週召集されて、國家的義務遂行に対する責任主体となる。基本的常勤組織¹²は下りか一ヶ月は総会の承認を要件として幹部会により組織され、下りか一ヶ月後者から命令權をもつて常勤遂行の責任を負う。組合の經營や技術の専門的検討や計画の作成に従事する諸委員会は総会で選出された他の幹部会の判断で隨時形成され、一定の条件下で雇用される専門家（技術者・農學士・衛生工等）はともに幹部会の下におかれる。

組合員は土地の提供量には関わりなく、総会決定によると、年間最低常勤量の服役の義務が下され、組合の共同常勤が第一義的義務とされる。三十十分的理由が第一義的義務不履行

に對しては土地持分への分配も並行労働に對する現物支給の制限される（個人經營への專心への歯止め）。労働に対する評価と報酬は、ルマ委員会の提案をもとに、年生産計画の前に総会決定される労働日ルマ・評価ルマに吉とて計算され、遂行労働単位 Arbeitseinheit (AE) 教に応じて行われる。労働単位計算法の最も一般的な定式は

$$\text{労働単位数} = \frac{\text{遂行労働量} \times \text{評価ルマ}}{\text{労働日ルマ}}$$

で示され、下りか一ヶ責任者により週二回計算され、幹部会が毎月、個人および組合全体の上之下を提示して報酬の基礎とする。遂行労働量は労働の種類に応じて、耕作労働では労働按下面積や距離など、飼育労働では労働を按下した畜産數や搾乳量など、生産量で計測される。評価ルマはそれがれる労働の種類や、肉体的負担・労働の複雑性・責任の程度・労働の重要性などにもとづいて7段階の基準的労働単位 (0.8~2.0AE) に区

合まれて、子の決定される評価係數である。
 そして常働日 1 ルマは子の決定されて 131
 日の常働時間 (8 ~ 10 時間, ルマ) における
 、それそれの常働の種類に応じて遂行すべき
 常働量を定してある (例えば、トラクター 1
 ハイ耕耘は、遂行常働量が 8 時間常働日 2.35
 ha とすれば、評価 1 ルマ 1.8 AE, 常働日 1 ルマ
 $2.7 \text{ ha} \times 3.5 \text{ ha} \times 1.8 \text{ AE} / 2.7 \text{ ha} = 2.33 \text{ AE}$ となる)。実際、運用において、先進 LPG ではさらに遂
 行常働の質的評価基準 Gütenorm や 3 段階に
 分けられ、100 ~ 80 ~ 50 % の割合で実際の遂行
 常働単位数の報酬の基礎としての常働単位数
 への還元率が定められ、常働の質の確保には
 もう一方で他に、時間、ルマと出来高、ル
 マと併用も行われる。⁵³⁾

(5) フオニードの形成

59 ~ 62 年の「定款」では当時の LPG 自体の
 発展段階や理論的水準に規定されて、フオニード
 上の範疇的区分は若干の曖昧さを持っていた。

之にて後に述べ採用された区分を生ずる述べ
如ニシテ⁵⁰⁾。才ニドは大多く、消費目的の組合
員個人には分配されえ事不可分才ニド
unteilbarer Fonds と分配されうる可分才ニド
teilbarer Fonds に区分され、前者には基本
手帳才ニド Grundmittel fonds (建物
・施設・機械・役畜・種畜等々), 流動手段才
ニド Um/laufsmittel fonds (用畜・種子
・肥料・薬草・飼料等の狭義の流動手段才
ニド), それらの在庫等の支払用の貨
幣才ニド 手上販売用生産物の手荷の流通
才ニド), 投資才ニド Investitionsfonds
(投資用貨幣手段才ニド未稼動の投資 — 投
資完了後は基本手帳才ニドに編入され) が
屬しておリ、後者にはアレニアル才ニド
Prämienfonds (目標アレニアル Zielprämien
等々, 品質アレニアル Qualitätsprämien 等々
個々の遂行並勵に対する部分と經營やアリガ
一行としての生產目標の超過達成に対する月
末等の年末アレニアル Jahresendprämien

から成る), 文化・社会フンド Kultur- und Sozialfonds, 備蓄・予備フンド Reserve- oder Rücklagefonds に属する。不可分フンドは、(i)消費目的のための可分フンドへの転換の禁止(不可分性), (ii)特定目的との結合維持のために不可分フンド内部での転用禁止(目的制限), (iii)不斷の拡大, が義務づけられる。以上の点に関しても、諸馬を指摘しておきたい。オーラー、59年には不可分フンド全体が「基本手段フンド」とされ、⁵ 3種類で、流動手段フンドや投資フンドの区別はされていない(種子・種子備蓄・飼料フンドがⅠ・Ⅱ型での区分離されない)。そしてオーラー三アームフンドは文化・社会フンドと一体化され、源泉や純生産物から複数収入の1~2%とされ、¹⁰ すなはち、オーラー62年には不可分フンドから流動手段フンドが分離され、この不可分性が明記されたとともに、オーラー三アームフンドの自立が行われ

るが、源泉は復讐収入の1~2%にされることが多くある。オランダ、1965年に刊行された『社会主義農業経営経済学教科書』では、(i) プレミアムコードの源泉から常勤報酬コード、超過生産物・国家へのプレミアムコードに求められ、利潤との連関が指摘されるこもあり、(ii) 59年に至りて、報酬の削減・金融用としての計把握されていた備蓄・予備コードに收穫変動の調節や基本・流動手段の信用需要抑制用の金融手段としての役割が付加され、ニームコードの今日の原型が与えられた。しかし、(iii) LPGでは「しばしば減価償却が全く行われてない」段階で投資コードの範疇的区分は行われていない⁵⁹⁾。これに対してオランダ、1969年刊行の『社会主義経済学教科書』では、(i) 投資コードの自立化をはじめとして、既述のようなコードの区分が確立し、(ii) 投資・プレミアム・備蓄・予備コードの源泉や明瞭に利潤として把握され、文化・社会コードの源泉がコスト化される。

乙七(1). (iii) 基本報酬 Grundvergütung たゞ
勞動報酬への追加報酬 Zusatzvergütung とし
て70年代末の物質刺激の手段としての役割
が強調された⁶⁰⁾(備蓄・予備トオンドの
明確化や商業組織体 KOE (ZGE や ZBE) の形成
に伴って、統一的報酬制度確立へむかう調整
財源としての支払への役割の拡大と結びつ
てあることに注意されたい)。以上のように
オーバーに理論的把握の下での変化は 1960 ~ 65
年の LPG の安定化期、65年以降始まりの KOG
の形成・展開期、68年と出発点となる KAP の
導入期という DDR の社会主义農業の高度化の
諸階梯に注目しておこう。

(6) 収入の分配

収入の分配はトオンドの形成と連携して結び
ついてくる。両定款では基本的には穀物の生産物
からは競争分、アーチャード報酬 (組合員および MTS トラクター・トリactor による賃工)
(2), 種子・飼料トオンドによる工型の固

有効組合員への現物補償（組合員個人的利用による徴収・機械工事、乙組合の圃場を行き常勤に対する補償）が、貨幣收入から組税公課、種子・飼料ヲオード以外、ヲオード全体が控除された後は、組合員個人への分配や貨幣給付と現物で支えられる。アレニテ山報酬およて工型乙の現物補償が組合員への分配に充立、乙現物で行われたる点（貨幣も行われる事）に注意されたい。つまり LPG の共同常勤への組合員、動員や現物の優先的支給という方法で促進されたるわけ、東時の LPG の水準を過確に示してしまつてある。

次に乙個人への分配を示すと、次表のよう遂行常勤単位数 AE に応じて分配の後に提供した土地に対する土地譲分に応じて分

LPG	遂行労働単位数に応じて	土地持分に応じて
I型	最低60%以上	最高40%以下
II型	" 70% "	" 30% "
III型	" 80% "	" 20% "

分配一貨幣的子供現物でなくなり了。消費手段の分配の社会主义的原則が「遂行」に常備化した。分配 Verteilung nach der Arbeitsleistung と云ふ権利。LPG は均一の勞働報酬の性格と形態をもつて土地持分の性格と水準の問題である。先づ第一の点に関して、『足綱』の規定による後、尾開口について若干述べておこう。

1. 土地持分について。

『足綱』の規定で注目されるのは、第一は、土地持分の請求権が勞働義務の遂行上確実に行われること（根拠の在り義務不履行に対する土地持分の制限と制限の取消）、第二は、大農の土地持分の制限と他方で旧来の非土地所有者への土地持分の提供が行われるようす、土地持分と土地私有との連関、部分的喪失と平等性の走向、第三は、土地持分による分配は收入の分配。最後は位置づけられ、上限が定められていないところ。したがつて、土地持分法的關係からいへば、土地私有の經濟的自己實現形態化の性

格で大幅に制限されたことは明らかである。しかし、上限を画されたことは山元、組合員への分配は 20~40% という標準的土地持分のもつ意味を軽視するほど許さないものである。特に工・Ⅱ型における土地持分はもとより分配が既存の現物低下を行わせ、畜産の共同化が行われる傾向に上に相俟つて、私的畜産経営一展開の余地を大幅に残していたからである。これに対しⅢ型では土地持分に古くから分配は当初から賃帶を中心に行われており、後述するような個別^{副業}経営における畜産の制限からみて、土地持分を媒介とした個人^{副業}経営、展開、余地はかなり制約されており、土地持分は常勤報酬（以下に述べるよう）、二軒もしくは一戸賃帶の一元化される（いわゆる）補充的性格を有してゐたところである。これが中元土地持分の解消の意向は第一に、畜産の共同化を輔とする、工・Ⅱ型からⅢ型への移行の促進、第二に、常勤報酬の安定化を基礎とした比重の拡大と固定賃帶報酬

化、(1972年)三月、土地持分の貨幣化と媒介化した比重の縮小、であった。

第三点、(二つ目)元は、土地持分の解消に対する粗範の軽減措置を行なって⁶¹⁾、60年代の後半には先進LPGで常勤化の开始とその分配へ移行したといわれてゐる⁶²⁾。もとより、こうした移行の背景には、個々のLPGの土地所有の様子による統一的常勤投入組織の形成——と「耕種部門」におけるKAPのようす——と安定化が生み出される多様な協業の展開が不可欠であったといつてもよい。
 1972年に制定^(改修)された『協業組織体模範定款』(Mst/KE)でも依然として土地持分の規定は残る⁶³⁾。常勤報酬原則の徹底によつて「生産意義」はやがて実現されるよう、といふ指摘(1976年刊『土地法収斜書』、傳玉筆者)⁶⁴⁾は「生産意義は実現され」という指摘(1977年刊『DDRにおける社会主义的生産關係の發展傾向の諸問題』、傳玉筆者)⁶⁵⁾——2代わりつゝあるもの、注目される。方針がLPGP、LPGT

においては「模範規定」第13条で「提供され、登記された土地に対する土地持分の許可」に関する決定は総会にて行なわれる。これ、同模範経営規則でも第57条で「土地持分の許可」にあたる。では……（これが元の傳点筆者）とされて、積極的な権利規定の側面よりも制限規定の側面の色彩を濃くしてある。

さらに一二の段階では従来の組合員層などならんで事業組織体に直接雇用されていた労働者・職員やVEGの労働者・職員やLPGP(LPGT)¹⁰に参加し、個人創業経営なども組合員と同じように當初権利をもつようになり、土地持分の存在はさうしたLPGP(LPGT)構成員の平等性にこゝもマックス要因となるべき指摘されるよう。先して、さうした土地持分は、高齢の方に協同組合労働に参加する方へ、一般組合員に対する現物支給・個人創業経営地の提供とならんで一般組合員と同等の権利を保證する一環として積極的位置づけられ、一般組合員に対する土地持分の古びて令

配され行われる事の多いも、社会保障上の一権利として土地持分にもつて分配せ難競争の規定され（同定款 58(2)），その性格を大幅に変化させた。但し、二の規定も、常勤者と組合員農民の間の社会保障上の権利に船入の差違が存在する所以である。先程申す、土地持分の意義は失われたと断定するには早計にすぎないとしても、その意義は極めて僅かに存りつつあるといふことは言えうて云ふ。

10

2. 常勤報酬について。

同定款では常勤報酬は、年生産計画にもとづく1常勤単位の計画価値 Planwert の上限70%までが毎月の遂行常勤単位数に応じて現物の償給で前払い Vorschups され、次年度末決算における最終価値 Endwert と計画価値の差額が一年総遂行常勤単位数に乘じて年度末払い Jahresendauszahlung される（参考）（最終価値は常勤報酬充当用）。

15

現物上貨幣完全組合員の遂行常勤単位数⁵を除したものが⁶ある）。これがその形態本總会決定事項⁷とされ⁸る点⁹が¹⁰ある。二二二問題¹¹は LPG における常勤報酬¹²、VEG 常勤者¹³の賃金の性格の接近¹⁴する上¹⁵、常勤報酬の固定化・貨幣化の問題¹⁶である。換言すれば、常勤報酬の中核を成り、中要生産物から充足される基本報酬の定額貨幣化と、それとは区分されて剰余生産物から充足され、出来高に応じて支払われる追加報酬を中心としたもの範疇的区分にもとづいた適用の問題である。議論を簡潔にするとところに『LPG 法教科書』(76年) 段階¹⁷の把握から見ておこう。二二二は報酬 Vergütung 由来一に、当部の「前払い」の考え方から形成されており、今も固定された保証貨幣報酬 garantierter Geldvergütung に移行しつつある基本報酬、第一回、「年度末払い」の考え方から形成されており¹⁸、今も計画の達成に對し、年度末下山三月と¹⁹同じく同様の意味で用いられる追加報

而、先に述べた、個々の進行常徳に対する支払われた37.7億円、1ヶ月あたり2.53⁶⁶⁾。基本報酬 Grundvergütung・追加報酬 Zusatz-vergütung・7.73742-1.3構成把握は65年⁶⁷⁾の「社会主义農業経営經濟學教科書」で示され⁶⁸⁾、先に述べたように既に安定したLPGでは賃金に相当する貨幣報酬の導入に移行してゐる。これは、LPGの報酬は一部未だ現物で行われており、経営の成績に大きく依存してゐる現状が指摘され、常徳単位の支給すべき報酬の評価が基本とされた⁶⁹⁾。これに対して、69年の「社会主义農業經濟學教科書」は基本報酬の源泉を明瞭に原価=主要生産物の位置づけ、今日の見解の基礎となり⁷⁰⁾。しかし一方で、LPGは組合員総会の決定により、常徳の支給すべき報酬原則を一層完全にするために、常徳単位を十分活用しなやう、基本報酬と追加報酬の移行する二段階⁷¹⁾を定め⁷²⁾（優先筆者）とされ⁷³⁾。現実にはまだこの過程の一歩に止ま

2つ目進行して、たゞ2つを示唆してある。

基本報酬の設定による定額賞幣化の現象的展開過程。詳細は中止しても明白なやうである。
 LPGや「百貨店生産」を脱却し、個別経営の枠を二元化多様な協業組織の形成を軸として集積・専門化を進める中で「統一的常勤報酬制度」の確立によってこうした過程が促進されたりというふうにはではある。67年以降に新しく形成されたZGE/ZBEに法的基礎を与えた72年、「協業組織体模範定期」では、第33条¹⁰、協業組織体の従業者（常勤者、職員、協同組合員）の報酬等の組織体による支払われ、常勤者と職員について賃率表。規定 tarifliche Bestimmungen によつて行われるなど、先づ従業員総会の決定による賃率表。規定による統一的常勤報酬の導入尽可能有利、先づ下の過渡的措置として協同組合員への「過渡的報酬規則 Übergangsregelungen für die Vergütung」の決定尽可能有利¹¹とある。一方の一つの表現であるから

である。既存の LPG やらは法的に自立した ZG E/ZBE の二つに規定は KAP や既存の LPG 自体に沿って報酬原則へ変化を手を携えて進行していくところには疑いがない（後述 KAP の項参照）。73年に刊行された『社会主義経済学辞典』（第3版）や『農業・軽産小辞典』では先進 LPG Ⅲ型ですべて賃勞支払いへの基本報酬が導入されたり、それへの過渡的解決としての常勤単位の利用が示唆される上にも、一層進んだ形態としての賃率制度（報酬率）が示されることは ⁶⁹⁾。

SED 9 大会（76年）と前後して LPGP、LPGT の急速な形成されたことを背景として、先の『LPG 法抜粋書』では基本報酬中の前払の計算例として、常勤単位を用いるよりも、先の割合は 59 年の『定款』で 80%（の上限規定）ではなく 80% とされたことなど；先に『LPGP』や『LPGT』の『定款』では「報酬は常勤単位によるべきでない、直接の賃勞報酬」として（第 43 条）行われるとされ、『經營規則』で「

報酬と賃金の支払は組合員農民、常勤者、希望に応じて現金等と振替として支払われ、「組合員農民は前掲のとて、常勤単位(なし決議のうえ直接、貨幣報酬)の計画的支払い額の 10% (90% 未満) が与えられる」(第 36 条) とされたり。さらに「総会は組合員農民に対する報酬の、常勤者に適用する基準へ一層の接近のため、集団外縛的規定 rahmenkollektivvertragliche Regelungen を農民に適用する」と決定するニセヤマヨリ(『定款』第 43 条第 2 項 — 但し県評議会の承認一件事要)としているのが現在の到達段階、一端を示してあるではないかと思われる。ニセヤマヨリは直接の貨幣報酬とは常勤単位を用ひず、資格(職業教育水準)と活動に応じた報酬(二割以上)で基本報酬と報酬割合(二割以上)の賃金)を決定する方式といわれ、先進 LPGP (LPGT) で導入されてゐるといわれ子や、もはやニセヤマヨリは形態上も常勤者の賃金との差は殆んどなくなつてしまふ。

へ元より。

今後、現物支給に關して2点だけ補足したい。
第一に、DDRにおいては現物支給は LPG 組合員の三ヶ月は年々、VEG の常勤者にも認められることとされる点である。1964 年の VEG 集団外廊契約によると、VEG 常勤者は肉・脂肪・牛乳・飼料穀物・飼料用小麦 133kg を報酬。一部として畜生と3ニコヤニモ一定の量では VEG の販売価格で追加購入する上にも認められる。さらに羊飼育料 40kg 一頭月に付けては自分の羊 3~6 頭半を VEG の羊群の中で一緒に飼育する二ニコヤニモ認められ(従って飼料、穀物支給=粗当)、飼料代を VEG に支払う方式で行われる。但し、VEG 常勤者の側の要求、減少一件事で、1972 年の KPE の集団外廊契約では現物支給について的一般的規定は与えられていが、個人の経営体の間で、個人の経営体との集団契約に反映されるところの変化が生れたといふのが 3。

才一二、現物支給は全く自家用の個人副業経営で、飼料用に充てられたり、重點はいづれども生後後者である。之にて以下の個人副業経営に関する述べる二つにしよう。

(7)個人副業経営

工型では役畜も含めて筋骨系統の生産手段の私的利用は共同利用に従事する反面、建物や用畜は私的利用の下にあれば、畜産を中心とした個人経営の余地がかなり存在して、これが想われた。但しその場合は個人経営の範囲は才一二、私的利用のうえ採草地、放牧地、森林の程度、才二二、個人副業経営の耕地(上限0.5ha)、才三三、土地持分の常勤報酬以上現物(飼料)の割合才一才二規定される。これに対する皿型では、用畜の共同化ではなくされども二二二二件、用畜の私的利用の範囲は、子牛を含む乳頭2頭、更新用も含め母豚2頭、年5頭の上位子羊5頭、11月末までの山羊・家禽・牛牛等。小家畜は制限なし

し、峰箱10個、必定のられ、個人副業経営の展開は基本的の上限を画されたといふのである。ところが個人副業経営の意義は才一、農業常勤力の再生産のあり方の問題（農民の所得水準の問題）才二、才三、才四、社会的純生産にしの私的セクターの比重の問題（裏返していえば社会主義セクターの生産集中の問題）才五、才六、才七、從来は十分に指摘されはこなかった、才八、勤務者・余暇生活のあり方の問題才もある。

したがつて個人副業経営の展開の帰趨は才一の視点から見れば、LPGの安定化とそれに伴う常勤報酬水準の上昇による比重の増大によってLPGの社会化水準の上昇（それがそれの型の内部で所有と常勤の社会化水準の上昇才二も才三、才四、才五型から才六型への移行）才一の基本的の決定されたし、才二の視点から見れば、社会主義セクターに付する大規模生産の実現とその効率化の一途を進む才三才四、才五の視点から見れば、LPG内部での常勤過

程の性格変化（常勤の質の変化・常勤時間の変化）と余暇の内容の変化が問題に浮上する。这其中で個人副業経営の問題は基本的にはLPGの社会主義的高度化の展開の問題として把握されねばならないよう。

ところで個人副業経営の問題は従来、LPG組合員としての旧来の土地所有者、私的工場利用の問題として考えられてきたといつてよい。しかしDDRにおけるは次の2つの点が考慮されねばならない。

第一に、LPGの組合員資格へと二つとも確認したうえに、組合員のかなりの部分はもともとの非工場所有者であって、LPGに組合員として加入するものもある。この個人副業経営の権利を獲得したことかられてくる。既掲示34表のようにはⅢ型では組合員の約34%は純然たる農業・工業常勤者によらずしてかられてくるし、工・Ⅲ型でもそれがや3.3%をしめてくる（工・Ⅲ型の場合、これらの非工場所有者はⅢ型水準の個人副業経営を認められてゐる）。

従つて、個人副業經營の旧来の土地所有者に
固有の要求のあり、権利の在るところわけて
付ない。

先づ第二点は選擇に関連して詳説し、LPG
Gの竹田洋吉氏、GPGの江川吉方組合員に対する
300 m²未満の家庭菜園 Hausgarten や果樹・
野菜栽培用として与えられ（但し、温室・ビ
ニカル又は利用できます）。然し、ウサギなど
の小畜産飼育が認められる。その他に、某はVE
Gの恒常的常勤者に対するも一世帯当たり4,625¹⁰
m²の菜園地 Gartenland の無償利用が認めら
れることとある（但し、本人又は家族員が
自作地や十作地を經營していなければ条件
なし）。次に、二、土地に対するは常勤契約
期間中の VEG や果樹や梨果を植付けても
らうこととする條件である、年金受給年令
に達した後、病気等で就業不能になつた時
にても菜園地の無償利用権が保証される。

つまり、農業生産に従事する者は LPG・GP
Gの組合員（旧来の土地所有者と非土地所有者）

され、VEG の純然たる常勤者とされ、規模
の差は五つとも (0.5ha , 0.0625ha , 0.03ha —
一見して面積は4倍の規模は恐らく、2
・ $\frac{1}{4}$ - $\frac{1}{8}\text{モルゲン}$ という意味であろう)、自家
菜園が、その規模を二える個人副業経営と當
たりの如く。農業常勤力に比してこの二
の自家菜園を中心個人副業経営。意味は上述
の一、二の視点に関連していふといつて
よい。VEG の常勤者は他の VEB 常勤者、例え
ば工業常勤者と比べると、1960 年で平均 16.8
%，1970 年で平均 7.8% の常賃格差をもつて以
降から減少する。しかし、1979 年でみるとその
格差は僅か 4.2% まで縮小してしまってなく
、商業や郵便局の常勤者はいかなり高
くなっている。従って賃金格差から見て自家
菜園利用の個人セセナティuke 次第に縮小し
てきていることである。

次いで次に個人経営 (LPG I・II型) 及び
個人副業経営 (LPG I・II・III型及び GPG 組
合員) の地位を家畜所有頭数²⁰ の点から検討

しておこう（以下では両者をまとめ個人副業経営と呼ぶことにする）。

まず牛36隻以上、乙 LPG の収益所有高にしめる個人副業経営の割合をみよう。次で捕獲された36頭以下の牛と豚。オーナー、LPG 全体で牛36頭以上は個人副業経営の三割7は牛47.2%；豚48.9%，羊45.5%，家禽63.2%ときわめて高い。一方、その水準は家禽を除いて、したがって漸減傾向を示し、特に68年以降加速され、牛や豚では10%を以てそれを下回る水準に切りつづけり。比重が大幅に低下したところである。オーナー、二つした漸減傾向は、LPG の中心や工・亞型から亞型へ移行したことに対応していふことでも、亞型への移行で多く工・亞型へのても個人副業経営の比重が低下するところによってひきおこされたもの（工・亞型への社会化水準の上昇）。オーナー、これに対する、家禽は LPG 全体ではほとんど変化がなく、個人副業の中心として牛・豚から家禽・羊を中心とした小家

第36表 LPG の家畜所有高中の個人所有の割合

(%)

年度末	牛			豚			羊			家禽		
	全 体	I・II型	III型									
1960	47.2	96.6	13.8	48.9	96.9	21.7	45.5	95.5	18.0	63.2	95.8	46.9
61	45.8	95.9	12.7	43.8	96.3	17.2	41.5	93.7	15.7	64.6	96.0	48.8
62	42.6	93.5	10.2	39.5	94.3	13.9	38.5	90.2	14.5	59.0	94.1	43.0
63	41.2	92.4	9.5	39.9	93.1	15.2	35.5	86.6	13.7	61.1	93.4	46.4
64	38.7	90.6	8.3	37.9	91.3	11.2	32.1	82.6	12.9	61.4	93.6	51.0
65	36.4	88.6	7.5	36.8	89.8	14.6	29.4	78.2	12.7	65.9	93.4	53.8
66	34.4	86.3	7.3	35.3	87.9	14.4	26.1	74.3	12.3	66.2	93.6	54.8
67	31.3	83.8	7.3	32.8	86.2	14.2	22.8	68.8	11.9	63.4	93.0	52.8
68	27.2	80.2	7.6	29.7	84.3	14.4	19.4	61.8	11.7	62.7	91.9	54.1
69	22.1	76.4	7.8	23.4	81.4	12.3	17.3	53.3	12.5	58.6	90.7	52.2
70	18.6	72.7	6.8	20.7	78.7	11.9	15.8	46.5	12.6	60.9	92.2	55.6
71	15.2	73.2	6.7	17.6	78.3	11.2	14.9	46.1	12.9	59.1	90.6	55.3
72	12.8	69.8	6.8	16.2	75.5	11.8	14.7	43.5	13.4	61.9	89.3	59.3
73	10.1	66.8	6.1	14.1	73.3	12.0	15.2	40.5	14.4	61.6	91.9	59.8
74	8.7	63.2	5.8	12.6	71.1	11.0	15.7	40.4	15.3	62.1	89.2	61.1
75	6.5	62.0	5.2	10.6	67.6	8.9	16.7	47.1	16.4	63.1	75.8	62.9

(注) 1969年以降、LPG が参加して創設した協業組織体の独自の所有高は LPG の所有高からは除いてある。したがって個人所有の割合は相対的には高く表示されることになる。

(出典) S. J. d. DDR, 1967, 1970, 1974, 1976 により算出した。

第37表 LPG 個人経営および個人農の家畜所有高の割合

(%)

年 度 末	牛	豚	羊	家 禽
1960	45.6	49.6	42.8	72.5
61	45.1	44.9	39.1	72.5
62	40.9	40.8	36.9	68.0
63	39.9	42.3	35.5	70.4
64	37.0	40.1	31.7	73.0
65	34.9	39.2	29.9	74.1
66	33.0	38.2	27.3	74.2
67	30.2	36.2	25.0	72.7
68	26.5	33.5	22.3	73.0
69	21.1	24.2	19.8	57.7
70	16.1	21.7	18.8	54.9
71	14.8	18.8	17.7	50.0
72	12.3	17.1	17.6	46.1
73	9.7	14.8	18.1	50.1
74	7.9	13.9	18.9	42.1
75	6.2	10.3	19.5	41.4
76	5.0	8.8	20.6	38.2
77	5.3	9.5	20.7	38.1
78	5.7	10.4	21.9	37.3
79	5.0	11.1	22.8	39.5

(注) この数字は全体の家畜所有高から VEG (1969年以降 KIM を含む), KOE, LPG の共同化部分の所有高を除いたものの割合である。

(出典) S. J. d. DDR, 1967, 1970, 1974, 1976 より算出。

畜に移行していることを示すとともに、大型のものはむしろ個人経営、比重が高まっていることは見える。だから我々はこの表のもつ不十分性を考慮しなければならない。されば家畜の質が十分に反映されない点ではある、牧業路線の展開に伴うLPGの構造の変化が示されてこなかったのである。前者の問題は統計的制約上からしては触れられないとして、後者の点につけて才37表で検討しておこう。才37表は私的に經營される家畜所有高の總家畜所有高に対するシェアで、LPG個人創業經營の他に個人農のそれも含めたものである。個人農の農地三工平や75年段階で才5.4%存在する二と考慮してこの表をみると、72年以降、羊を例外として、1976年まで牛・豚・家禽などそれでも才36表で示されたより一層加速化された速度で私的經營のシェアが落ち込んでしまっては明らかだろう。このことに関する以下の点が注意されるべきである。

第一に、LPGの個人創業經營だけをとれば

、純家畜所有高中の三工アはさらに加速化され低下傾向を示し、76年の水準は牛40%，豚5.3%，羊11.3%，家禽22.0%となる。牛と豚について之は個人副業經營の意味で基本的には解消されたと言ふべきよう。

オ一二、オ三六表とオ三七表へ差を生じた要因の一つは60年代後半に既存のLPGから相対的に独立した飼業組織体即ちZGE/ZBEとして畜産を中心へ展開をはじめ、69年からは統計上LPGからは分離して把握されるようになつてゐる。

オ三二、家禽が69年以降顕著な減少を示す、オ三六表とは対照的な動向を示すのは、これがLPGからZGE/ZBEへ移行されたこと莫大、1967年から創設された人民所有・工業的飼育工場十一十 Volkseigenes Kombinat für Industrielle Mast(KIM)が大消費地の周辺に立地し、家禽と豚を中心へ著しい生産の集中を示すところに帰因してゐる(KIMを含めたVEGの家禽は68年の185万羽から76年には

1865万羽へと10倍増、ZGE/ZBEは69年161万羽から79年460万羽へと2.9倍増、二軸に對し、LPG共同化部合は69年968万羽から76年669万羽へ、LPG個人經營は同期は1368万羽から1068万羽へと減少してゐる。家禽生産が消費地立地型へ大幅に移行しつつあり、これがKI Mへ比重へ著しい増加と、LPGの再編 = ZGE / ZBEの創出・拡大と結びつてゐる(2-3)。したがつて才36表で示された家禽の個人副業經營へ「増大」はLPG・VEG・再編過程式の似象形態にすぎず、絶対的に縮小しつつある個人經營の中では相対的の比重の増大の要素を示すであろう(牛の腰に比べ家禽の個人副業經營の三エドモ高さは飼育の容易性と羽數制限や年々の古さと並んでともに、土地の有効利用の観点から考慮されるべきである——以下に述べる年の例を取る)。

先して才4回、洋から2年以降個人副業經營の比重が高まつてゐるのは、SED才8回党大会以降農産物の自給率向上が一つの重要な課題

とされる中で、刈取り跡地、耕地境界等の
飼料準備の有効利用の観点から羊の飼育が重
視されてゐる。反映して、個人副業
経営の独自の発展と共に本格化する傾向
と見てよい。⁷¹⁾以上總じていえばこの個人副業
の比重は協業や本格的の展開⁷²⁾すなはち1968年以降
急速に低下しつつあり、その中心は家畜・羊
等への小家畜に移行してゐること、そして、
それは自給率の向上のための資源の有効利用
の観点から位置づけられてゐることである。

それでは以上のような展開過程において個人
副業経営はどういう位置づけられ変化し
ていったのであるか。⁷³⁾一般的には次のよう
にまとめられるだろう。工業的生産方法の導入
の過程で、組合員（やVEG労働者）の收入の
増大と旧個人農⁷⁴⁾はかかるに組合員（新規若
干労働力）の増大によつて個人副業経営に対する
要求が次第に減少了。それは第一に、
個人副業経営地をLPGや一輪車、組合員は收
穫された現物玉葱⁷⁵⁾と玉ねぎによる傾向へ

乙、オ一二一、衛生上の理由から工業的生産施設への移行うニセコの乙ヨリ小家畜飼育の導入にエリ（個人一分もLPG共同化部分に含めて飼育する）、先してオ三二一、LPG共同化部分の土地生産性や家畜、生産性の増大によつて、自家消費用の現物支給量が増大し、自ら積極的に副業経営を行つ中重要な役割を果たす二、などが示されてゐるといふれる。

KAPや高齢に轉成された較階では、通常私的な家畜飼育を行つLPG組合員に対しては、共同常勤遂行常勤量（AE）に基づく飼料などの現物請求権が与えられ、家畜飼育を行わぬ場合の飼料1 dt GE当り45～50Mの現金（現物支給相当分）が支払われていたといふれる。例えはイイダラニティンブルク県のKAPメレンベックでは現物支給の算定基礎として年間最高2250時間の遂行常勤について、1時間当り0.9kg GEの現物支給と定められていたや。400時間未満の場合には請求権がなく、個人副業經營の行為の重心は午工をされていた。

これと関連して注目されるのは KAP の形成された一段階で、通常組合員の家計ごとに 600 m² の菜園地の個人的利用における権利が一定のられたことである。先して組合員が手に大きな菜園地を所有していなかったことは 600 m² を超える部分の 1 m²につき 0.2 kg GE の現物支給請求権の控除が行われたとされていた。これは KAP 一段階で VEG 常勤者と LPG 組合員が共同作業を行いうようになつた際に両者の権利の平等性確保へのための一策として、VEG 常勤者の 625 m² の菜園地利用の水準までに LPG 組合員の菜園地利用を制限する方向がとられたものと思われる。

こうした発展過程。現段階における到達点を示す一つは十九ヶ月マートは LPGP (LPGT) の『定款』や『経営規則』における個人副業經營の規定であろう。それによると、第一回、第二回、二十二回は協同組合農民に行なはれ、常勤者 (つまり VEG の常勤者を含む KOE の常勤者も LPGP / LPGT に参加した場合) も、小

菜園 Kleingarten を二点の面積 (足りてはなーか
 400 m^2 も、一つ八日安に分あかも知れぬ⁽³⁾) の
 菜園地を含め、1人当り 0.25 ha (1 家族当
 り 0.5 ha) を上限として個人副業地と定められ
 た。

第二回、生の土地は何よりもまず区画整理
 後の残留地が分譲地から分配され、

第三回、垣根を作ったり、果樹を植付したり、建物をたてるのは組合の許可や申請手
 続り、

第四回、組合により經營してもらう。この場合
 は、必要な経費や種子・種苗を分担免除して
 上で、自家消費と飼育しての家畜の飼料用
 にかかるじめ文書で勘定された生産物の年平均
 収量を算出しさせ、家畜飼育を行わなければ
 ときは、食用にレインジを確保して上で、現物
 のかわりに原価を控除した年平均収量に対する
 財政的補償を算出しさる、とされた上で

第五回、個人的家畜飼育の頭数制限の指標
 数字は持て算出されたりす。組合の常勤や

飼料生産への参加の程度を考慮して自主的に決めておりこれが～3ニヒヤー（但し、衛生工の注意義務あり））こうした過程の一つの帰結的表現であろう。

先に示した第37表で1976年以降、豚の私的経営のシエナが高まつて～3のはKAPからLP GP (LPGT)へ一移行という事態に対応して労働者や自家菜園主による個人副業経営を獲得したニヒニ関連していふものとせられる。それにいかかわらず、大量の労働者やLPGP & LPGT）でこうした権利を獲得した割には、その増加は大きくななく、個々の労働者にとって家計補充的意味で、生産物販売に対する個人副業経営の地位や相対的地位は後退していふことは疑い難い。二の段階、個人副業経営の意味を考るには上述の第3の視点（余暇生活のあり方）が不可欠であるから、後述する一度簡単な検討をするこにしよう。ともあれ1977年のこうした個人副業経営による販売額は畜産物全体の270以下にとどまつて、3の二

22-23 74)

第二回 以上の LPG の構造分析を了すと、
協業路線の具体的な展開過程を歴史的口若舉
するにいたりよう。

III. 水平的協業路線、政策的確立 (1960~66年)

(1) 農業への新経済制度の導入

— 政治的時代から経済的時代へ —

1960年4月の集団化完了と翌年8月13日¹⁰の
人民民主政権構築による。62年10月のSED
第5回党大会17中総付DDRは以下¹¹の社会主義
的生産関係の勝利を宣言した。¹²⁾しかし、61~
62年の著しい天候不良の下で農産物畝当り収
量(dt) 60年と比べ61年には、穀物27.5
 \rightarrow 21.7, バーレイシ¹³⁾ 192.4 \rightarrow 123.7, ビート287.6
 \rightarrow 213.8へと激減し、62年には穀物26.4, バーレ
イシ¹⁴⁾ 179.0と回復するものの、ビートでは
213.8¹⁵⁾にとどまり、豚玉を中心とした豪畜所有頭
数の減少と肉生産の後退せざるを得ない状況¹⁶⁾
以下では政治的力関係の上で勝利と經濟的
的勝利は同一のものとは言えなかった。したが
て63年1月に開催されたSED第6回党大会は
社会主義的生産関係の勝利を確認する一方で
「社会主义的包括的建設」を綱領(=明記)し

、 国民經濟の計画化と指導の新經濟制度

Neues ökonomisches System der Planung und Leitung der Volkswirtschaft (NöS)」

・導入による經濟建設への重き、移行を決定した²⁷⁾。しかし後は率直に吐露されたように、工業へ、NöS適用と比べて「農業工事監督」より複雑であった。私はここで、農業の指導の一覧、開拓地にも行政的手段に依存して心配でなく、むしろ安心しておこうと考へた²⁸⁾。戦争直後の緊急の時期にはこれまでの穀物の作付され、これが叶う引き渡すか、この下の価格が支払われなければ行政的方法で規定しなければならなかった。しかしDDR全体の發展や計画經濟の安定化と共に、農業の計画化と指導の方法がまた明らかに徐々に変化していかなければならなかつた。農業、完全集國化が行われ、工業の一定の基本問題が解決された後で我々は農業でも新經濟制度の導入が移行する二十七年（1965年6月の第13回農業博覽会²⁹⁾の「七十演説）²⁸⁾までである。集國化の完了は以前の大量

・中小農民經營之發展階段。低山トレバシは大農的之生產才子，LPGとの併存之二つ状態耳。I～Ⅲ型の差違を内包しつつLPGが決定的地位を占める本モジーニアスな農業構造を創出するに止る。2、社会主义農業經營の安定化と、先の大農業經營化（＝社会主义的高度化）が第一義的課題として提出した。SED第6回党大会は綱領に於て、二つに発展方向を、集約化と工業的生產方法への漸次的移行を立地条件にした中で、一集積と徐々の専門化と結合する二段階を、LPG I型→Ⅱ型→Ⅲ型へと連続的一段階的發展と規定した。五つは工業的生產方法は、(i)常備過程の合理的組織化、(ii)共同常備の統一指導と技術の統一的利用、(iii)科学の最新の成果の利用、(iv)總販売額への費用計算の導入、(v)I型との私的經營の市場生產確保、(vi)共同常備上の迫切な關係の創出、其主要な内容を有する事がれた。綱領に於ては以上の二点が具体的の課題

左 8 項目左下、2番目は「生産原則 Prinzip der Produktion」も二下へ指導。發展、8番目は「計画化の完成」左下、NÖS の農業適用を具体化して一たし。^{pp}個々の措置についでは後述するように党大会を前後して相次いで実施が移行されていくこととなる。しかし NÖS の農業への適用の戦略的位置づけとその包括的な規定が与えられ、今日の DDR 農業政策の礎石がおかれた。1964年2月28日～3月1日のドベル農政會議第8回大会で左一左二のよう。二回大会は 1970～80 年までの DDR 農業の展望計画 Perspektivplan (10～15 年の發展予測を含む 5～7 年の長期計画左一左三 2 部階計画化) と左二 1964～65 年～平次計画を確定する二点を目標とし、NÖS の核心を、農業への社会主义的經濟法則の適用左二に、農業内相互の農業と他部門間の關係に物質的同心の原則 (農業の人口増加と LPG の蓄積擴大の結合) を適用する二点を規定した。左二 NÖS の農業は左二の目標を、(i) 土地肥沃度、

擴大。(ii)生產方式上常備生產性工業等の工業化と引下式のための科學・技術進歩の全面的利用。(iii)主要生産部門への集中と中央化するための生産的集約化工作、(iv)工業的生産方法の導入。(v)重點投資、と規定し、1970～80年までのDDR農業の發展方向を工業的生産方法への移行とした工業化の内容を。(i)生産工2～3の主要生産部門へ集中し、部門間の經濟合理的結合を形成する、(ii)個々の農產物の大規模生産を、専門熟練常備力と完全機械化体系による高常備生産性の下で、自立的に決算を行なう經營單位として確保する（専門化率の形成）、(iii)科學・技術の包括的適用と經營の定量化、と具体化した。⁸⁰⁾注目すべきはSED第6回党大会の「立地条件（3.2）」に集積と徐々の専門化、即ち主要生産部門形成へと具体的化された点である。二の点に関連して、2人の農民の發言を肯定的に引用しておこう。従つてDDRの農業政策の本質的特徴

Wesenzug をなす上には、⁶ LPG 間協業の
 緒初的な位置づけを行。た。⁷ 崇臣の癡言は次
 のようでもへて云。た——我々は LPG から動物園や植物園をつくるべきではない（百貨店
 生産 = 多部門生産の批判）、一つの LPG で全々
 の部門に高い科学・技術の最高水準に対応
 した生産を行つことはできない、一定の生産
 領域に付する LPG 間の専門化と協業關係をし
 て、生産の集積や常備生産性の上昇にはかれ
 ない。ウルフリヒトはこの見解に全面的賛成
 意を表明しつつ、組合員や一大生産の常備様式
 に習熟しており、安定した指導部が存在し、
 組合員が積極的に指導に参加していき先進 LP
 G III型の協業を始めることを提案した。ある
 が、そして、主要生産部門への集中は副次部
 門の生産、縮小を意味するから、協業経営間
 の全体として需要に付ふる生産を確保する工
 うに部門の交換を行つこと、工らの郡農業評
 議会（後述）の承認と調達・買付経営との市
 場生産物に関する契約の締結を条件とする

方で、個々の農産物間の經濟的安定性の不均衡が存在する現状の下で、部門交換の技術的觀点から生糸二二八号に警告を登して山田元吉ある。⁸¹⁾ ともあれ、二二八農業經營間の協業路線は、先進 LPG に限定され工場化、工業的生産方法への移行の一つ的具体的展開方法として設定されたといつよい。

二二八の協業路線とは、法的一・經濟的に自立し、安定した農業経営 (LPG, VEG) の、自らの再生産過程全体を統一的に指導する上に条件として、農業經營相互、逐一し、補助的勞働過程を担当する自主的經營の農産物加工・販売経営と、一時的には生糸協定契約にもとづいて協業する二二八工業的生産方法の一・漸次的・移行を通じて他をも含む。⁸²⁾ 以上すれば、それは必然的に、集團化完了以前の經濟指導に加えて行政的方法の優越性（生産物の量・質を細かく規定した指導目標制度、義務化による自由余剰販売の一本

立つ。前者は重点をおいた計画的二重價格制度と國家の農産物調達、置付經營による元の購入制度、専ら行政的機關による農業の国家指導（国家指導）を克服し、直接的生産者、参加生産者と間接的・經濟的指導制度へ移行する二点を不可欠の条件としていたといふよう。⁸³⁾ そして、これら三点が「計画化と指導の新經濟制度」の本質的内容であることもいえるからである。次いで協業路線により立ち入った分析の前提として、それに関する範囲を以下に NÖS の導入による制度的再編を簡単には検討する。⁸⁴⁾

(1) 計画化と指導制度の再編

NÖS における科学的指導の題目一つは、中央機關は基本的問題に集中するところに、全く決定権がなければ最も適切な解決工機⁸⁵⁾と二点で取り扱われねばならぬといつてゐる。それは行政的機關と經濟的機關、分業導入を意味するところに、決定は關係

す3人の参加を一つの構成要素とした。

指導機関の再編については、1960年9月12日には國家評議会 Staatsrat が設立され、DDR成立以来、行政・経済・軍事の全体的な統轄を行、また閣僚評議会 Ministerrat が經濟的問題に集中する体制が形成された。これが一つの出発点をなすものゝと思われる。そして農業についていえば、上述のSED第5回党大会17中総(62年10月)で2~3の郡・県で試行的の農業評議会が結成され、これが提案され⁸⁶⁾翌年2月11日の「閣僚評議会による国民经济の計画化と指導に関する国家評議会令」の中で、旧来の農業・買付・林業省が解体され、閣僚評議会の下に、中央一県一郡に亘り農業生産の統一的指導・計画化・組織化を行う農業評議会 Landwirtschaftsrat が設立されたのである。農業評議会は第一に、各レベルでの構成員を従事者の行政機関従事者を中心とし、農業者・LPG議長・VEG支配人・技術者などに拡大し、以下の参加を保証するところに、第二に

、独自の生産指導部 Produktionsleitung (執行機関) を持つ、経済指導に専心する所のみならず、(二二二) (行政機關としての県・郡評議会 Rat des Bezirks od. Kreises の農業生産部の命業)、第三に、農業生産に関連する他の生産部門 (農業機械工業や肥料工業等) に対する監督権を持つことによる特徴が付与される。

農業評議会の下には種苗・家畜育種・土地改良などの人艮所有經營連合 Vereinigung Volks-eigener Betriebe (VVB) が經濟計算制の方針へ經濟指導機關に再編工機の編入工機へと他の、農業技術・資本技術供給國家委員会 (64年1月30日から)、ドイツ農学アカデミー、林業國家委員会 (65年5月1日から) などが所屬している (VEGは瓦礫瓦機の性格に応じて、VVB、ドイツ農学アカデミー、県農業評議会に所属する)。

之らに農業評議会並みの閣僚評議会に所属する農產物調達、置付國家委員会や農產物流通に責任を持ち、財務省管轄の移行した農業

銀行の金融管理を一元化して担当する二つ以上、農業評議会制度を支えられた。

次に計画化につれて、閣僚評議会は直属の国家計画委員会や農業評議会、他の国民經濟部門の結節環として、尾望計画や年次計画の策定は農業評議会と協議しながら行い、先に決定された諸専指標数字が各農業評議会から各 LPG に下され、先にその検討を経てフィードバックされる仕組みになっていた。重要な変化は、63年4月20日の SED 中央委員会の農民宛の手紙で開始された2ヵ年計画化と諸専指標の大幅な削減（穀物、バレンシエ、肥料、投資のみ）である¹⁰⁾（後述）。これらはいずれも LPG が自ら尾望計画を打ち立てるなどを基礎として年次計画を作成することを要求したもので、現実にはウルブリヒト、第13回農業博（65年6月）での指摘のように、Ⅲ型を中心とした 800～900 の LPG で実施されたこととなり、これが（約 5～6%）。先づこの指摘の通り、農業の展開による LPG 自身

の發展の基本方向を確定するに至る上に計画は作成されなくてはならぬ⁸⁸⁾。

(2) 農業技術の再編 ($MTS \rightarrow RTS \rightarrow KfL$)

經濟的手段に関する第一の変化は MTS の再編である。農業經營における社会主義化の一つの比重や規模が小さいうちは、 MTS や農業の社會主義的改造=集団化への一つの管轄高地として果たす役割がそれほど大きかった。しかし、集団化の完了と LPG の規模の拡大(第 33 表参照)は LPG ~ MTS の農業技術指導の二元性を LPG の自立的發展への桎梏とするに至ったといえる。1959 年 2 月の第 6 回 LPG 議長・活動家會議の決議と受け、4 月から MTS 技術の賃貸による leihweise 譲渡と、トラクター・コンバインオペレーターなど LPG 組合員化の開始によつて MTS の再編が着手された。LPG に対する金融助成として MTS が従来受けた補助金を 1 年目 ~ 3 年目にかけ 100 ~ 40 % 譲渡することによつて、この過

程正促進するにせよ、MTSは修理技術又行
一シエン Reparatur+Technische Station (RTS)
に漸次的に行移行して、(i)特別の修理、(ii)動力
・燃料、部品の供給、(iii)技術幹部の養成、(iv)
LPG や一自力で購入する機械の新規調達、
を担当することになった。しかし、LPG の經
営規模と機械の能力、利用の間のアーバン
又が存在する状況を了する。62年8月16日9
上基本手段の完全投入に関する決定、以下
て、機械を保有し自らは完全利用する場合
には他の経営とコスト充足型料金表にもと
て貸与契約の締結や義務づけられた(人未
付、即貸与)は單価単位の評価の LPG 間格差
へために多くの軋轢が生じたが、LPG 間の協
議、發展に大きな役割を果たした。⁸⁹⁾ 先して63
年3月15日の「基本技術の移転の一般原則」
に関する閣僚評議会幹部会決定は第一に、MTS
の基本技術を LPG III型には國家所有の手引
で配属し Unterstellung、購入の努力を促す一
方で、I・II型に販売 Verkauf するによ

、2、LPGの機械利用主体との地位を最終的に確定するに至る。第二に、機械共同利用目的の説明が認められ、協業展開の条件を創出した。3月に翌年1月30日まで農業技術・資料供給委員会の創設と課題の基本方向、内容などが定められ、同年9月1日以降、全八八郡でRTSから郡農業技術經營 Kreisbetrieb für Landtechnik の創設され、次の課題が、(i)トラクター・機械の修理、(ii)部品供給、(iii)LPG、VEGの機械化促進、(iv)機械化常備技術の導入、(v)機械需要の把握、上記以外の3点は、(vi)MTSの再編成基本的完了した。LPG(VEG)～KFLの新しい命運關係が形成された。1965年3月にMTSの基本技術の3/4即ちLPGの移動式機、オペレータ等で5万人余りLPG組合員が、TとOの機械2万台。

(3)農産物価格・税率・補助金
LPGへの機械の説明はLPG自身の高さ

蓄積力へ創出正要請す 3-2-1-2-3。従来、農産物價格は、原価割れすら許さずより低く、價出價格 Erfassungspreisと高め買付價格 Aufkau

```
5
```

preisとの一本立てで形成され、主要農産物の主として前項に由る貿易調達工具にて。
したがって低農産物價格は他方で LPG の安定化の一環との補助金と結びつかるものを得た。これは 58 年末より常備単位当り DM の最低額の保證、すなはち、半 E、60 年以降は LPG 並型の組合員の年収 3120 DM 確保の下に、「生産補助」の名目で、これが補助金一括払われてはならない是合である。しかし、低農産物價格を補助金と補完するシステムや LPG 自体の經營の計画化と安定化に役立つものではなか、むしろ明白である。62 年 3 月のトーハ農民會議は「不經濟的生産補助金の廢止と、生産の物質的刺激の強化」と御告げられたが、翌年の SED 第 6 回党大会はこれを生産補助金の廢止の方向と統一的の生産者價格の導入を決定した。同年 10 月 10 日の閣僚評

議会決定は、第一に、64年の收穫期以降植物生産物の統一価格の実施、第二に、動物生産物は63年の市場販売高の超過に対する64年から70%のLPGを導入、第三に、LPGへの補助金と技術投入用に集中する。これは、こうした方向への決定の一歩を踏み出した。これは、植物生産物の統一生産者価格は二重価格制の複雑さを解消するものに、従来の提出価格と實付価格の平均を採用するによって従来の平均販売価格を25~30%引き上げることの作用いた。畜産物については全体としては統一価格は導入されない。だが、64年からはLPGⅢ型の屠殺用家禽・卵に従来の實付価格水準での統一価格が導入された。その後、66年には羊毛・山羊に拡大され、67年からは屠畜・家禽・卵の生産者価格は先価格が導入された。年々の変化を経て、68年7月の閣僚會議決定によって、農業評議会体制から農業生産・食料品業評議会 Rat für landwirtschaftliche

Produktion und Nahrungsgüterwirtschaft (RLN) 体制への移行の年 69

年1月1日から全面的に統一価格に移行した。もちろん畜産物についてはも64年から品質差、季節差、体重差など考慮した様な差別価格、つまり順次導入され、価格引上げが行われたが、植物生産物と比べて統一価格の導入が遅れたのは次のようない理由からであろう。第一に、植物生産は基本的に全くLPGと共に耕作が行われるところへ対し、動物生産では依然としてLPGⅠ・Ⅱ型を中心とした個人経営の比重が高いため（第36・37表参照）、第二に、植物生産へ先行的發展したことは安定した畜産經營（とりわけⅢ型）の共同化部分）が可能であることを証明した（したがってⅠ・Ⅱ型からⅢ型への移行による共同化され畜産の拡大が鍵を握る）。

(4) 契約制度の導入

前記述べたように63年4月のSED工作中統以降譲導指標の大削減によって、LPGと人臣所有調達、買付經營 Volkseigene Erfassungs- und

Aufkaufsbetrieb (VEAB) の契約にもとづく販売＝購買關係を一連の法令⁹¹⁾ によって形成された。そして 64 年の下院の農民會議の提起を受けて、12 月に開かれた SED の中総会⁹²⁾ で LPG と國家經濟機關の契約關係について定式化が行われた後⁹³⁾、翌年 2 月 25 日に「契約法 Vertragsgesetz」が成立し、4 月 22 日に「契約法第 7 施行令」(6 月 1 日実施) によって農業關係への契約法適用が具体化された。されば VEG, LPG, GPG (園芸生産協同組合)、ZGE などの農業經營相互主義の VEAB や加工工業經營 (酪農場、砂糖工場、ティーパン工場、屠殺經營等) および商業經營や、小売業者等。穀物を例外として直接契約を結ぶことは不可能になった。もとより、契約は元々それが經營体の計画の基礎とする上に明記されたもので、農業經營は評議会や VVB の指導を受けるものも、これ以下、2 つめのそれは經營發展計画にもとづいて多面的で協業關係を形成する法的根柢を得るに至った。以

下に検討する方針。今中継以降の多様な協業、急速な発展を望む法による第7施行令の発効以下、2協業路線展開の制度的条件や基本的な整備工事を意味していふと言ふ。

(2) 協業路線・政策的确立

(1) 協業路線の諸初的位置づけは既述のとおり第8回農民會議でのルブリヒ演説が序文に記載され、それ以前に幾つかの指摘や試行が存在したこと。先づした出発点を有すると思われる1959年のLPG『模範定款』とLPG法と云ふう。『定款』では第46条(工型)で、農業援助・副業經營や共同施設の設立・經營を認めるとともにそれがLPGの中心課題である生産の發展を阻害しないようとして、就業者の組合員と云う、例外的に専門家や雇用工作者など、先づこれらと經濟活動に対する特別に提示する意義等が付

られ、販賣收入は組合へ支拂うことを規定された。是られより上に二の規定は未だ抽象的であり消極的であった。しかし、その約1ヶ月後には制定された『LPG法』は第23条云々、LPGは副業經營者として組織体を共同經營したり、土地改良やその他耕作工の措置を共同で遂行する組織である（第1項）、こうした經營者組織体の登録にはLPGと同様の規定がされ、権利能力をもつてゐること（第2項）、次第に、LPGは國家又農業生産の經營体（たゞえば乾燥施設）への参加や認められる（第3項）を規定して、具体的かつ積極的な協業の位置づけを与えた。注目すべき点は、經營問協業の具体的展開方向や、独立して共同組織体（經營）の新設を以てそれへの参加と、土地改良や耕作工の共同作業の2類型として把握された点である。もとより両者は互に密接な関係を有する、相互規定的の展開する二つの手の平である。しかし、二の段階で

よ LPG 自体の安定化が第一義的課題となり、大規模生産の創出は掛け声に由りやれども、未だ制度的条件も整わず、構想も明確でない。仁ニヒは既述の通りである。仁ニセシテ
経営間協業は何よりも LPG の生産・常勤過程、内済を展開した。補助的生産・常勤過程を分離し、LPG 間 (主として LPG ~ VEG 間) の協業組織体 KOE (二の段階ではしばしば共同組織体 Gemeinschaftseinrichtungともいわれる) である ZGE / ZBE は集中寸法ニニヤル中心的内容となる。仁ニセシテ。これはやく 1962 年 8 月 2 日に協同組合間建設組織体 Zwischenogenossenschaftliche

Bauorganisation (ZBO)、12 月 19 日に工地改良組合 Meliorationsgenossenschaft の『模範定款⁹⁴⁾』が相次いで公布されたのがハニニと云ふ語である。
仁ニセシテ ZBO の『定款』をもとにして ZGE / ZBE の性格を簡単に検討しておこう。

ZBO は LPG の建設であり加一丁と建設作業は必要とする手段、作業場、建物、施設等、各 LPG から法定的の自立し、経済計算にもとづく

～工連済する經營体（法人）に集中し、建設作業の効率的遂行をはからうとするものである。各LPGは農地面積に応じて物貯的余りと資金的持分を提供し、それには之ZBOの所有となる。ZBOの最高組織は各LPGから同数（最低2名）選出された全權代表者から構成される全權代表者會議（全權代）¹⁰、議長とその代理を擁し（任期2年）、ZBO責任者・主任簿記係・監査委員会の選出の他に、「定款」、「常勤規則」の承認と変更、經營計画・報酬原則・常勤ルマ・收入の分配とフオードの適用などZBO經營上の基本問題の決定を行ふ（毎月開催され2/3の出席の方と之單純多数決で決定される）。ZBOの實際の運営は責任者Leiterの個人責任にもとづいて行われ、彼がZBOの法行為を代表する。従業者はLPGの総会決定にもとづいて、無期限で派遣される組合員と非組合員常勤者から構成される。組合員の場合、ZBOに於ける常勤は金工責任者の指揮に依りつけて、LPG法とZBOの「定款」

・「常勤規則」に則りて行われる反面、出身 LPG における基本的権利、⁵ たゞ工場総会への参加、指導部の選舉・被選舉權、個人^{副業}の遂行（購入による理物給付の請求權）、土地持分請求權などが保証され、LPG と ZBO への帰属の二重性が明らかである。注目すべき点は、全従業者へ報酬が人民所有建設工業の外廊貨率規定に對応した賃金形態で行われることである。されば ZBO における常勤が基本的日本工業的性格をもつて行われ、こうした常勤過程を LPG から分離して ZBO に集中したことを示しているといえよう（經濟計算は人民所有建設工業の原則に古くづく）。さらに ZBO は基本手段・プロセス・文化・社会アートなどを固有に形成し、参加經營との間に契約を結ぶことによって建設作業を遂行する。その際問題となるのは価格である。ZBO の主要目的は古くよりも参加 LPG の建設コストの引下すにあるから、原則としてはオペレーター充足型の価格が適用されたいたと思われる。しかし現

業には、一方で EBO は純然たる常勤者⁹⁵⁾玉合玉全従業者に対する報酬交付である、アーリアム・文化・社会フォントの形成による常勤・生活条件・改善に責任を負わねばならぬいし、他方では基本手段・不斷・拡大が不可欠となり、同時に常勤生産性・工具によるコスト引下が可能であるから、利潤の形成は不可避であり、それが価格に組み込まれていたものと思われる。但し、報酬やフォントの形成は全権代の決定事項であるとともに、フォント形成は『模範定款』でも詳細に規定されていること、さらに、それらをもじえて発生した余剰（利潤）は EBO の基本手段フォントの一層・拡大に振り向かれるか、参加 LP G に建設量に応じて返還されるなどである。したがって現実の契約価格はフォント形成用の利潤を組み込んだコスト充足型価格が、一層・利潤の LPG への返還⁹⁶⁾玉媒介とし

2. 巡回的に実現されたものを見る二つめである。巡回の理由はZBOの常勤生産性向上への刺激であろう。

以上のZBOの例で示されるように、ZGE/ZBEはLPG(VEG)の強い影響下にあるとはいえる、それらの特定の生産・常勤過程を集中し、経済計算にもとづいて利潤を生み出し、固有の才覚ニド保持、法人化あり、相対的自立した専門経営であると言えよう。¹⁰ さて問題となるのが対象領域である。ZBOの例へ如く、当初は建設・土地改良・運輸・貯蔵・乾燥工場・混合飼料工場・資材供給などの補助部門でのZGE/ZBEの組織化を中心としている¹¹。その限りでZGE/ZBEの創出はLPG(VEG)自体の農業生産の高度化を意味するものではなかったにし、LPG(VEG)の發展方向の一つとして位置づけられた訳でもなかつた¹²。確かに、主要生産部門形成と結びつけられたLPG間協業が指摘された第8回農政会議直後、64年5月14日には「動物生産部門」¹³

同体組織体、模範定款)や公布され、LPGの
中心的生産部門として畜産への工業生産方法
の導入が論われてはいたが¹⁰⁰⁾、それはZGE/ZBE
の「特殊な現象形態」であり、「現在の条
件の下では前面に立つことはできない」とし
参加經營の専門化の一途とみなすことはでき
ない、という見解が支配的であった。その理由
としては第一に、畜産ZGE/ZBEは独自の工
地經營を持たず、参加經營から飼料供給に
無条件に依存してしまって(参加LPGとの関
係の緊密性)、したがって第二に、工場經營を
持たない専門經營にたちだちに移行すべきでは
ないこと、そして第三に、畜産ZGE/ZBEの
課題は中小LPGの集約化、工業的生産方法へ
の漸次的移行、合理的な生産単位の形成や、LP
G I・II型との畜産共同化の段階的形成を支
えるものであることを、が指摘されたいた。¹⁰¹⁾この
見解は後に、LPG I・II型からIII型への移
行が進み、共同化された畜産が支配的になり
ることを背景として、第10回農政會議(1968年)

6月) で畜産との協業となりわけ若齡家畜育種から始まるという決議により修正されるや (同時に二二〇畜産物統一価格の導入が提案され¹⁰²⁾)、耕種部門の協業が十分には展開しておらず、飼料基盤の不安定な当時に於いて、専門的畜産経営としての ZGE / ZBE の自立化が企図されてしまったのは当然ともいえよう。このように協業の出发は工事に付随する工地所有とは関連の薄い補助的部門の相対的自立化として着手されたのである。ZGE / ZBE の展開は第38表に示した通りである。畜産を中心とすると思われる農業 ZGE / ZBE は 1 経営当たり就業者数で示されるように 67 年までは自立的経営とはいい難い規模で存在していたにすぎないが、68 年以降、経営数・規模の著しい拡大により新しい地位と質が与えられたことが明らかである。これに対し、ZB D などは当初からかなりの規模で形成されており、参加経営数は 64 年の 1111 が 65 年には 2100 (LPG の半) に達している¹⁰³⁾。

第35表 ZGE/ZBE の動向（経営数と1経営当たり平均的就業者数）

年 度	農 業		林 業		建設 (ZBO)		土地改良組合	
	経営数	就業者	経営数	就業者	経営数	就業者	経営数	就業者
1965	163	4.6	25	7.2	332	33.9	213	25.5
66	243	5.4	36	9.1	372	36.8	216	29.2
67	299	7.8	73	8.3	404	41.0	218	35.6
68	444	18.4	171	7.4	431	45.4	206	44.3
69	622	64.1	296	7.4	449	58.9	200	57.0
70	608	47.0	379	7.6	459	63.1	195	63.6
71	488	31.4	426	8.4	455	65.9	195	66.6
72	700	49.2	487	8.8	461	70.4	191	68.1
73	1,244	122.3	494	8.2	400	91.9	181	73.0
74	1,445	138.2	374	9.7	310	125.3	179	77.5
75	1,692	159.0	231	9.8	272	149.8	177	80.5
76	1,670	172.2	30	9.6	233	177.5	168	86.3
77	1,482	157.6	23	8.8	209	186.7	166	90.1

(出典) S. J. d. DDR, 1978, S. 164 より算出。

(2) ところで次に LPG (VEG) 自体の高度化に関連する協業政策の展開をみるとにしよう。

62年のLPGⅡ型『模範足款』は、「展望計画は村落に存在する〔他の〕LPGや住民と共に討論されねばならない」(第33条第3項(a))、「協同組合経済の建設に貢献し、相互の社会主义的援助あたり、〔LPGに設置される〕委員会は地域に存在する〔他の〕委員会や、Ⅱ型の隣接協同組合と経験交流を行う」(第35条第5項——括弧内はいすれも筆者)と規定し協業の展開を示唆していた。そして既述のように第8回農民會議でウルブリヒト演説を受けたLPG(VEG)間協業は第一歩を踏み出したのである。同年(64年)12月のSED中央総は社会主义農業経営の契約關係の定式化を行い、翌年の契約法制定の準備をすろことによつて協業路線展開の制度的条件の整備を完了すろとともに、「協業關係の包括的な評価¹⁰⁴⁾を与え、「農業生産の主要部門の機械化の第一歩はとにかく隣接するLPGと共同

「進歩的農業政策」¹⁰⁵⁾と規定し、機械の共同利用を軸とした協業の本格的展開の出発点となる。翌年1月30日には中央農業評議会決定「技術の投入に際してのLPG間の協業関係の促進に関する措置」、2月9日にはこれが「関連の指示書出工机」、2月25日には契約法制定が経て、3月8日は「協業関係の發展における諸経験」として初めての経験總括が公刊工机。当机をもとにした中央農業評議会議長エヴァルトの「DDRの社會主義農業における多様な協業關係の發展への提言」¹⁰⁶⁾によると農業評議会レベルでの協業路線の政策的确立が2月3日付にてなされた。

エヴァルト提言は「協業關係は農村における一層の社会的、經濟的發展に対する決定的・原則的意義を有している」と規定し、「生産、流通、サービス給付の領域で全面的に發展されるべきである」として、この多様な形態として、植物、動物生産における共同労働や、作目や家畜の種類の交換、調整；機械化

機械体系の共同利用；蓄舎の共同利用；
ZGEへの参加を取上げていた。それで LPG を 3
類型に分けて協業の課題を具体化してある。
第一は、発達した LPG Ⅲ型では (Görzig, Grö-
bzig, Osternienburg など) 投資の節約をしながら、
集約化・主要生産部門形成・工業的生産方法
への移行を行ひ、生産と労働生産性の最大限
の上昇をはかる。第二は、大部分の LPG では
集約化を進め、主要生産部門形成・工業的生
産方法への移行の前提を今後数年で創出する。
第三は、中小 LPG (I・II・Ⅲ型) では、集
約化を進め、分散的経営方法の克服・近代的
農業技術の利用を行ひ、小 LPG の将来の合併
を農民自身の決定により計画的に準備する。
このようにまず発展水準に応じて課題設定を
した上で、形式主義を排きねばならぬといふと
て、異なる二行間、発展水準の異なる LPG
間、規模の異なる LPG 間での協業や立地条件
の効果的利用の視点から重視されていふのが
注目される。(古とより協業は LPG 間だけ)

はなく、LPG～VEG、VEG～VEG、LPG（VEG）～ZGE/ZBE間に亘って多様に提起されてゐる）。したがって都や県といった行政的境界も協業発展へ制限にはならぬとされた。LPGの発展水準に応じて協業の課題設定と、地域的本とおりを考慮した、発展水準・タイプ・規模の差を二えた協業の形成という提起は、依然としてⅠ・Ⅱ型の比重が高く、軽官間格差が異タイプ間の計ならず同タイプ間でも大きかった当時の状況を反映し、全てのLPGにとって協業が重要であり、利益をもたらすと考えられていたからである。この点で第8回農民会議でのウルフリヒトの提起——主要生産部門形成と直結した、先進LPGⅡ型での協業の開始——はより発展させられ、全LPGを対象とする多様な協業という把握に動きが入りわたといえよう。なお、協業関係の形成にあたっては次の点が強調されてゐる。すなわち、第一に、組合員農民の意志にもとづき、総会、幹部会決定によること、第二に、答申

は文書にもとづくこと、第三に、参加経営の法的、經濟的自立性が維持されること、第四に、相互の經濟的利益が保障されること、第五に、協業形態の画一主義的変更や解消を避けること、第六に、参加経営の課題・権利・義務ならびに金融・清算の方法を明確化し、通例、契約的協定等の常備規則の締結が行われるべきであること、第七に、協業關係に関する重要な經濟的指標は参加経営の經營計画において考慮されねばならないこと、そして第八に、協業以上で生じうる市場競争の変更は都農業評議会の生産指導部との調整を必要とすること、以上れど云々。そして安定した統一的指導のため、幾つかの LPG では組合員総会の決定もとづいて活動する協業評議会 Kooperationsrat (なまし協業幹部会 Kooperationsvorstand) が結成されることや指摘され、今後の協業關係の発展に関する広範な討論を喚起してある。

工部省以上提言以後 4月 22日 一日既述

のうちに契約法第7施行令が制定され、その後の直後のSED 9中綱（4月26～28日）では、¹⁰⁷⁾ 動業関係の著しい發展の客觀的必然性はより一層農業における生産の一層の集積・分業・専門化の法則的過程から生ずる」（ゲリエーネベルク）とされ、LPGやVEG等の国家機関の一部に存在する、動業立場に中小LPGの問題と存する傾向が批判されるとともに、¹⁰⁸⁾ 動業関係はDDR農業の一層の社会的發展にとって偉大な政治的・經濟的意義をもつてゐる（像島筆者）と位置づけられ、党レベルでの動業路線の戰略的地位が確定したのである。¹⁰⁹⁾

これが多様な動業はどうとうと進歩して、工業的生産方法に到達するにせよ否や。二ヵ月後（6月）、第13回農業博覽会（6～7月）でアルブリヒト演説（6月25日）¹⁰⁸⁾は注目すべき指摘を行った。彼は、¹⁰⁹⁾ 動業関係は立場に中小LPGを大LPGへ合併させる目的に従事するがちなのでないか」といふ多くの農民の疑問に答えて次のよう述べ

である。「協業関係には多様な形態と方法があり目標も様々である。たとえば二つの村に六つ的小LPG工場がある。あるいは協業関係は明らかに緊密な共同と後には合同の方向で発展する。しかし、1500～2000haといった大LPG間の協業関係も存在してゐる。これらのLPG間では合同は考えられない。先に前者の例として、多くの小LPGや協業の経験の中で、漸次的な合併を決定したオーバルシティ地域を取上げる。だが、組合農農民が個々のLPGの独立性の維持の中に利益を見出すか、それとも一つのLPGへの漸次的合併の中に利益を見出すかは、彼ら自身によつて自分で決定されうるものとした。更に後者の例として、バーレッシュテット、ホッテルシュテット、ゲルツィヒを取上げ、合併の全く考えられない隣接大LPG同士の協業は、耕種、畜産部門の一定の領域を協業に参加する個々の経営に集中し、契約関係にもとづく生産物交換を行つことによる主要生産部門形成→工業的

生産方法への移行をはやることや課題であるとしている。そしてもう一つの協業形態として EGE を指摘している。筆者からいって注目したかったのはこうした指摘に先立つて、協業による経済的発展の「模範的 mustergültig」を例として挙げられた KDG のエンジニア協業地域 Ko-operationsbereich（後に KOG という用語に統一されるが、この段階では KOG と協業地域の両者が用いられる）の評価である。ここでは中小の I 型（3 経営）と II 型（7 経営）による 3 豊タブ間の・規模を変化した（農地 67～431 ha）協業が形成され、参加経営の平等、法的・経済的自主性の下に第 1 則規則を作成し、二者間にない多者間の契約により相互関係が規定される。そして 1970 年までの発展計画にもとづいて着実な協業をも予定していく。ウルブリヒトは「二つの〔協業〕地域は計画によると徐々に一つの統一的生産・再生産単位に成長する」（傍注および括弧付筆者）と云ふ。それを「模範的」とした

である。すなわち、シニエは協業の目的や
参加 LPG の個々の生産構造の高度化にあわ
せていた計画的、協業の目標 = 到達点が協
業地域の「統一的生産・再生産単位」の形成
として把握される。参加経営の自主性を
維持しながら、協業評議会 KORによる統一的
指導体制を軸とした、KOG レベルでの「統一
的生産単位」の形成——端的にいえば、ニニ
で主要生産部門形成による工場的生産方法へ
の移行の環としての水平的協業路線の戦略的
方向づけや KOG 形成として与えられたとこ
う（それとの関連で上述の合併問題は論じ
られていたのである）。

同年（65年）12月のSED 11中総は新経済制
度第一段階の総括を行ったが、翌年2月に開
催された第9回農民会議の課題として「協業
の方法と進歩的農業評議会の経験を一般化
し、そこから結論をひき出す¹⁰⁹⁾（傍見筆者）」
と立てて、KOG 化の政策的确立を示唆した。
第9回農民会議は以上の下の方針水平協業政

策確立過程の一の頂点をなすとともに、垂直協業政策の出発点を有することによって、DDR農業の社会主義的高度化の一里塚を形成した。ウルツリヒトは左記の演説で、今後10年間の發展の上での「近代的農業の原則」として有名な5大原則の定式化を行つてゐる。第一原則は土地・肥沃度と畜産經濟の生産性の体系的高揚である。第二原則は社會主義的經營經濟は合理的經濟を必要とするといつてゐる。そして注目すべき第三原則即ち協業關係は經濟性を高め、LPGに大きな利益もたらすと指摘して後述のよう述べてゐる。「社會主義農業經營之間の協業關係は体系的に完成されたべきである。相互の經濟的利益に応じて、社會主義農業經營は二の農業を單純な共同から多面的に結合し統一的・民主的に指導された共同体へと發展せよ。」左記は一連のLPGや恒常的の協働する二の共同体は社会生活全体の計画化と指導の制度に於て實的に新しい地位をしめる。」

らに第四原則として「經濟的契約關係の形成、農産物の加工段階と生産手段供給・サービス又供給の合理的組織化」を挙げ、「社会主义農業經營と農産物加工經營及び生産手段供給とサービス又提供へ一定の組織体との間に共同のための契約制度や創出されねばならぬ」として垂直的協業の形成を指摘した。そして最後に第五原則として「經濟的成果と生活水準の引上げは組合員農民と農業指導機関の協力者の科学技術的知見と文化的水準に依存する」と指摘された。⁽¹⁰⁾

垂直的協業政策については以下述べることとし、シニでは第三原則の意義について2点指摘しておこう。これは第一に、二の原則においては、協業そのものの发展方向が、單純な共同（一定の令野と一時的共同）から多面的・恒常的・統一的な共同として把握されるところである。そして第二に、協業の到達目標が一定の地域的まとまりをもち、統一的・民主的に指導される協業共同体＝KOGの

形成されたことである。つまりエヴァルト提言に示されるように、協業に参加する経営の々々の規模・水準により、それら個別経営の課題や様々の異なったことを認めて上で、協業自体の発展を重視し、その発展方向を LPG 形成 = 地域的統一的生産単位形成として明確化したことが注目されるのである。換言すれば、従来の協業が個別経営の発展によっての協業という把握であったとすれば、ここでの協業はそれらをもととして地域的生産単位の形成による協業という把握に発展させられたのである。2 年後の 1968 年 6 月の第 10 回農政会議での河川下り七十の演説で、この二端的の示しあつた。これが生むはたゞは次のような見解を実現の存在してい。すなわち、一つの小 LPG I 型ほどの一層の発展の中で LPG II 型、III 型へ至る階階を体系的に通過し、合併によって一つの十分に大きな社会主义農業経営へ到達しなければならないだろうという立場である。しかし現実は、今日部分的に

完全（小玉）LPG工型と言う進歩的御業、建設の首尾上、参加していふへてゐる^{（三）}。したがて、今や個別LPGの段階的發展を支え方針の御業といつて部分的・一時的と御業の特征にて、地域的統一の生産単位形成に向づく。取扱中は7117。規模・標準のLPG・VEG・GPGを包摂した全面的・恒常的と御業へと、御業自体の戦略的地位が高められるべき。仁とし元より。

次に、第9回農民會議に関連して、二つの点を補足しておきたい。第一は、農芸化学センター-Agrochemisches Zentrum (ACZ) の創設の提起である。すこひまの第8回農民會議で農村におけるサービス・商業組織体としての役割が再評価された農民商業協同組合 BHGはSED7、11中綱でKOG組成に取扱って、LPGとの協力關係を拡大するニシヤ提起到られていた。先づこの農民會議でBHGはZGEとして發展させられることで決定され、次の課題が提起されたへてゐる。第一に、中央肥料仓库

の建設と鉱物質肥料施肥への農芸化学アリ加一等の投入、第二に、防除や畜産の衛生上の措置へ以及てACZへ漸次的建設、第三に、LPGへ運輸・積換元の分離(=BHGへの集中)、第四に農産物乾燥・パレット等選別などへの特別施設の建設、第五に、農業用生産手段の商業機能の拡大とともに、農産物の選別・販売機能の獲得がそれである⁽²⁾。ACZはLPG・VEG・GPG・BHGなどのEGE/EBEとして建設され、BHGの下に組織された農芸化学アリ加一等ともいきの機能領域としての拡大し、施肥全般、防除、殺草的措置、運輸・積換元をLPGから分離し集中するところに止まらずに、農業生産・流通過程の補助部門の最重要役員の役割が与えられたことによるものである。

第二の点として、LPGの「定期款」の変更が多くの農民から提案され、大会に於いて「定期款委員会」が結成されたことがある⁽³⁾。しかし後の第10回会議で明らかにされたところによれば、委員会は農業評議会の農業法専門家上

共同の討議を一度開催したが、「今日の發展段階の下で、とりわけ新規な多様な協業關係が展開していけることは組合員間相互に彼方に組合等と KOG との關係も今に一層發展していき¹⁴⁾から新しい規範定款を提案する」と決めてられたところである。

以上のような分析を了承後、協業的具体的展開過程を以てシミュレート協業体もしくは検討しよう。

[3] KOG の形成 ——事例分析—

1964年夏に四つの LPG III型以上、で結成された「レーレンツト協業体」(当初は協業地域)は DDR 南部・エルツ山地東端ゲライマル郡に属し、ゲライマル市北方・ナウリント盆地北縁部 Etterberg の北斜面、標高 200 ~ 400 m に位置し、耕地指數 52 ~ 71 の比較的良好な土地条件を有してい。この協業体は 1967 年隣接する 2 LPG I 型と VEG の参加を得て生の範囲を拡大するも、1968 年には更に 2 つ KAP を形成し、翌年には一挙に専門

LPG・VEG (1 LPGP, 2 LPGT, 1 VEGT) に移行して、DDR農業にて十三協業路線の牽引者と役割を担ってきた。さらに1975年には、この協業体の植物生産を一年に集中したLPGPゲルケン・エーデルハーゲン Vippachedelhausen が隣接する2 LPGP, 1 VEGPとともに植物生産の農工結合体 Agrar-Industrie-Vereinigung Pflanzenproduktion (AIVP) を結成し、DDR農業の展開方向の一つの指示器となるべきものといえる。もとよりこの協業体の水準や DDR農業の發展水準と等しいものではないし、ここでの一例は他の全ての協業体の具体的な展開過程を代表するものではない。それでもややわらす KOGによる三ヶ月ごとの發展過程は DDR農業の展開過程の基本方向を集中的に表現してゐるものと思われる。

(1) KOG の形成と課題

二の KOGは第39表に示すれるよう四つの LPG互型——Ⅰ—Ⅳシナリオ（以下③と略）

（訳）、シェーティング（⑤）、ホーフテルシュテット（⑥）、ヴィーバーバッハエーテルヒュゼン（⑦）

第39表 KOGバールシュテットの結成時の構成メンバー

LPG名	根拠地	LPGに含まれる その他のゲーディン グ	LPGの耕 地面積	
			耕 地面積 ha	統 計 する 農 地面積 ha
Vorwärts	Berlstedt		701	629
Maxim Gorki	Stedten		207	194
Am Buchenwald	Hottelstedt	Ballstedt, Ettersburg	970	907
Vereinte Kraft	Vippachedelhausen	Thalborn	922	856

(出典) *Zu den Kooperationsbeziehungen...*, S. 114; G. Curdt u. K. Thoma, a.a.O., S. 468.

——から構成され、7地域にまたがり、統農地面積2800ha (LPGの經營部分2586ha) を擁していた (1967年幹部会の地域の配置が後掲第2図に示されている)。KOG結成以前にすこし(⑧), (⑨), (⑩)によつて1962~63年に、成果や経験の比較・交流を行つ社会主義競争小組織されつゝも、ZBDや混合飼料經營 (EGE) の共同經營が行われ、主要生産部門形成に向む本格的協業創出の前提条件が形成されつゝだ。

そして第8回農民會議の提起を受けて64年の春から各LPGの幹部会・委員会・指導部を中心とした協業についての討議が開始され、

夏の最初の発展計画が一作成された七月、
都生産指導部と職業学校・研究所の専門家の
協力を得、組合員や地域住民の討議を経て、
各 LPG 組合・党組織の決定に付せられた。
1970 年十二月共同發展プログラムの協業の法
的基礎として発効した。そのうえ、協業の中心
的目標は、工業的の生産方法への漸次的な移行を
可能にするような濃厚飼料集約的⁽⁶⁾な家畜の
種類と、専門化した畜産の専門的生産単位を形
成する二点がされた。先づ第一点、
各経営が自立的飼料基盤を確立するには、
適地適作の原則にもとづいた植物部門の大生
産単位の形成と収量の増大とはある(→圃場
の交換分合の実施)。第二点、既存の施設の合
理的利用(改革・移転)による新規投資を最
少限に抑えるから、植物部門との合理的な結
合により畜産の主要生産一部門形成とはい
る。先づこの二点が第一点第三点、一度の
分業・専門化が一歩形成・専門家育成・生
産の指導と組織の確立を実現するまでの課題

とされた。すな、(B) と (S) の間に 1970 年 8 月に
合併する協定が結ばれた。

協議の内容は以下の各 LPG の水準は第 40
表に示した通りである。先づでは以下の諸点
を指摘されよう。第一に、農地規模は (S) を除
いて当時のⅢ型の平均を二点二一ヘクタール。第二に
、市場生産を中心とするそれも畜産だが (56~
65%)、(S) では植物生産の比重もかなり高い。
第三に、畜産では (S)・(B) で牛飼育・牛乳生産
へ、(H) で豚生産へ、(H) で家禽・採卵鶏への一
定の集中がみられ、(B) は主に子豚供給經營
としての専門化が着手して来たが、範囲は牛
乳生産をベースとした多部門生産の構造とな
って来た。しかし一定程度の集中に対応して
畜産生産性の經營間格差はかなり著しくも
やつた。(H) と (S) は搾乳量 (H) の 3097 kg/頭
年から (H) の 1860 kg/頭年への格差が存在)。第四に、耕種部門とも生産性格差はかなり大きく
、全体的に高い水準の (B) と低い水準の (H) を兩
極として、作物毎に複雑に入り組んでいた。

第49表 KOG バールシュテット参加経営の当初の実績 (1964年度報告)

LPG ■	シェッテン	バールシュテット	ヴィッパッハエーデルハウゼン	ホッテルシュテット
協同組合の利用する農地 (ha)	194	629	856	907
耕種部門 ha 当り収量 (dt/ha)				
穀物	38.0	37.8	36.4	27.3
パレインショ	155.0	179.0	200.1	145.0
ピート	240.0	285.0	244.3	228.0
農地100 ha 当り家畜所有高 (頭・羽/100 ha)				
牛 (乳牛)	81 (35)	85 (35)	72 (26)	76 (32)
豚 (種雌豚)	132 (16)	124 (19)	194 (14)	114 (8)
採卵鶏	179	295	244	383
家畜合計 (GV) ⁽¹⁾	86.2	77.7	91.9	86.2
家畜生産性				
乳牛搾乳量 (kg/頭・年)	3,097	2,730	2,385	1,860
種豚の子豚生産数 (頭/年)	7.7	14.7	13.2	8.0
1羽当たり産卵数 (個/年)	165	123	123	165
農地1 ha 当り自己生産高 ⁽²⁾				
牛および羊 (kg/ha)	91.9	88.0	126.0	44.7
豚 (〃)	127.5	109.5	143.0	79.1
家禽 (〃)	8.6	2.5	28.1	61.8
牛乳 (〃)	1,072	949	686	603
卵 (個/ha)	292	361	298	632
農地1 ha 当り市場販売高 ⁽³⁾ (GE ⁽⁴⁾ /ha)				
耕種部門	15.9	13.3	11.4	10.3
畜産部門	20.6	20.6	22.2	19.2
合計	36.5	33.9	33.6	29.5
追加購入を除いた総販売高 ⁽⁵⁾ (GE/ha)	38.7	36.9	32.9	19.5
経営成果 (MDN/ha LN)				
総生産高 ⁽⁶⁾	3,778	3,354	4,362	2,803
総販売高 ⁽⁷⁾	3,096	2,716	3,687	2,716
総生産高中の原価	3,102	2,688	3,416	2,719
総所得 ⁽⁸⁾	1,454	1,392	1,898	772
純所得 ⁽⁹⁾	676	666	946	84
フォンド補填	361	229	187	107
基本手段総価値	4,506	4,545	3,567	3,067
1労働単位に対して支払われた金額 (MDN/AE)	11.00	12.50	11.00	9.00
年間就業組合員の平均収入 (MDN/人)	4,147	5,118	4,568	3,650

(注) (1) 大家畜単位 (Großvieheinheit)。

(2) 自己生産高 (Eigenproduktion) は総販売高 (注(5)参照) から、飼料、種子、用畜・種畜の追加購入分 (Zukauf) を除いたものである。

(3) 市場販売高 (Warenproduktion oder Marktproduktion) は総販売高 (注(5)参照) から、LPG 組合員への販売高を除いた、実際に LPG の外部に販売された量である。

(4) 穀物単位 (Getreideeinheit)。

(5) 総販売高 (Bruttoproduktion oder Außenumsatz) は総生産高 (注(6)参照) から、経営の中間生産物 (Innenumsatz oder Wiedereinsatz) を除いた量。

(6) 総生産高 (Bruttoumsatz) は中間生産物 (中心は飼料) をも含めた LPG の年間生産高をさす。

(7) 原価 (Selbstkost) は、労働報酬なども含めた経営コスト。

(8) 純所得 (Bruttoeinkommen oder Nettoprodukt 純生産) は、総販売高 - 対象化された労働コストで、範疇的には $v + m$ に相当する (但し、中間生産物を除く)。(9) 純所得 (Realeinkommen oder Bruttogewinn 純利潤) は純所得から生き残った労働コストを除いたもので、範疇的には m に相当する。ここでは (6) - (7) = (9) となっている。

(出典) Zu den Kooperationsbeziehungen..., S. 116 f.

なお、(注)に関しては、Wörterbuch der Ökonomie des Sozialismus, 3. Aufl., 1973 よび Kleines abc... を参照した。

先して第五回、以上の範例としての経営水準は、7才二下装備・純所得・組合夏收入の点で(B)が平均より高い地位にあり、対極は(H)が存在している。最大の農地規模の(H)の低生産性と最小の(3)の経営水準、あるいはも協業を必要化させる要因が潜んでいたものと思われる(年齢全体としてはKOG参加経営以下のLPGの平均水準が最も低いといわれる)。但し、(K)(H)は「中の中」の経済的に弱体のLPG *sogenannte wirtschaftsschwache LPG*だ。たとえれども3)。次に耕業の具体的な内容を検討するに移らう。

(2) 耕種部門の再編

耕種部門の最大の課題は畜産との主要生產部門形成に対応して、各LPGの飼料・自給基盤を確保する(4)。土地条件を十分に生かし、最大の収量を出すような大生産単位を形成する二点があつた。

したがってまず第一に、科学的耕作体系を

可能とするよりな大型統一圃場を形成するにいたり、組合・個人^{個人}經營地又私的小經營の農地を特別の圃場に移転し、LPG間の農地の交換分合を行なうことが64年の秋から着手された。実施の過程で若干の変更を伴つてからも、第41表の下の生産単位の形成や企団され、実現された。それは土地条件を生かしながら、經營間契約による一定の作付の交換を行なって、達成されたべきであるこれ。⁽³⁾
 (B)・(V)への深耕作物の集中、(H)への耕地飼

第41表 作物別生産単位の形成 (1965~66年の計画と実績) (ha)

		穀物	深耕作物	飼料作物	野菜
バルシェンクト・ 江戸川	A	425	160	565	-
	B	423	160	565	-
ホーテルシェンクト	A	455	140	595	-
	B	455	140	595	-
ヴォルペルト-ツィント	A	410	185	560	74
	B	420	185	560	74
ノイホーフ VEG/HPA	B	560	208	730	-
平均	B	460	173	612	-

(注) A: 当初計画

B: 1966年実績

(28) A: Zu den Kooperationsbedingungen ..., S. 119.

B: Zur vielseitig verbundenen ..., S. 28.

料作物・穀物の集中を基本方針として、(V) では豚飼育へのために食用ベートンシヨ・工業用ビートをそれぞれ飼料用ベートンシヨ・ビートに転換する一方で野菜作を集中する、(H) では家禽飼育のため、深耕飼料作物への飼料要求が少ないので、工業用ビートを強化し、ビートの採種を全LPGからシンに集中するなど等々を内容としていた。そして1967年には(66年にVEG・LPG工型) 1イマーラク、LPG工型オットカマンハウゼンが加わり、さらに67年。

第42表 KOG バールシュテットの輪作体系一覧 (1967年)

経営	輪作体系	圃場数	平均圃場面積	総面積
LPG バールシュテット	R-I (F-H, 灌溉 409ha)	8	60.0ha	480ha
	R-II (F-G)	9	71.0	639
LPG ホッテルシュテット	R-I (G-H-F)	12	46.4	557
	R-II (G-F)	8	46.6	373
LPG ヴィッパッハ エーデルハウゼン	R-I (F-H, 灌溉 284ha)	6	58.0	348
	R-II (G-F-II)	7	70.4	493
	野菜栽培区(灌溉)	--	--	30
VEG, LPG ノイマルク	R-I (H-G-F, 灌溉 7圃場)	9	53.0	477
	R-II (G-F, 灌溉 2栽培区)	7	59.6	417
計	---	66	57.3	3,814

(注) R-I・IIは輪作体系I・IIをさす。G, F, Hはそれぞれ、穀物、飼料作物、深耕作物をさす。

(出典) Liste, a.a.O., S. 598.

には⑤と⑥のオットラマンハーベンや合併してある)、第42表の例を示したうえ、それそれの経営が一つの輪作体系をもつて第43表の如く、平均輪作圃場面積46.4～71.0haで6～12年の輪作を行うことによって大生産単位形成が実現されたものである。第2回にはその地域別配置を示すところ。

第二回、以上の大生産単位の形成は作目数の減少と作目率の作付面積へ拡大を随伴する。しかし、郡や県レベルで諸経営の主要生産部門形成が広範に展開しているばかり、一地域での主要生産部門への専門化は農産物需要の下位バランスを招来する恐れがあるから、作目数の減少は各経営単位で生じる一方、KOG全体としてはさほど作目数と生産量の維持を行なうことは全国で企図された。第44表に示されるように、穀物、多年生飼料作物を全ての経営で拡大する一方、KOGとしては拡大の方向となるビートや野菜作は1～2の経営へ集中するところに、維持率の縮小す

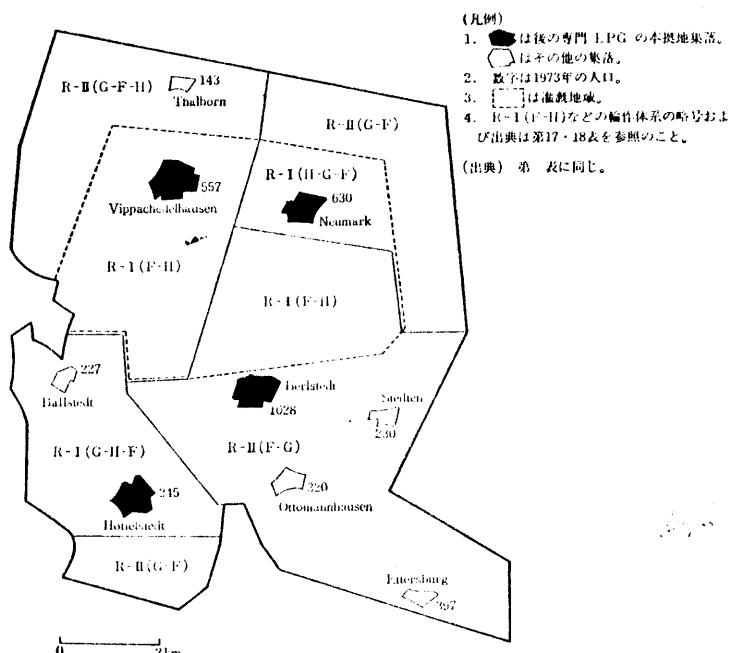
第13表 LPG ホッテルシュテットの輪作体系 (1967年)

圃場番号	第I(主要) 輪作体系 (G-H-F) 557 ha, 平均圃場面積 46.4 ha		第II(副) 輪作体系 (G-F) 373 ha, 平均圃場面積 46.6 ha	
	作目	面積	作目	面積
1	バレイショ	46.4	ルーサン16 ha, 飼料穀物30 ha	46
2	小麦・下播 (黄色クローバ)	46.4	ルーサン16 ha, 菜種30 ha	46
3	大麦・冬間作	46.6	小麦	46.6
4	飼料用トウモロコシ	46.4	大麦	46.6
5	ピート	46.4	種子用大麦	46.6
6	小麦	46.4	クローバ	46.6
7	種子用大麦・下播	46.4	エンドウ	46.6
8	ルーサン15 ha, マメ31.4 ha	46.4	小麦	46.6
9	ルーサン15 ha, 小麦31.4 ha	46.4	種子用大麦・下播	46.6
10	ルーサン15 ha, バレイショ15 ha, ピート16.4 ha	46.4	---	---
11	小麦	46.4	---	---
12	大麦(ライ麦)・下播・跡地作	46.4	---	---

(注) 第I輪作体系は立地条件の悪いところで行われる。Gは穀物, Hは飼耕作物, Fは飼料作物。

(出典) H. J. Liste, Anbaustruktur und Fruchtfolgegestaltung in Kooperationsgemeinschaften, in: *Feldwirtschaft*, Heft 12, 1967, S. 597.

第2図 KOG バールシュテットの輪作体系 (1967年)



る部門でも特徴軽量への集中を計画したのが
それである。飼養の効率は予想以上に大きく、
草初第45表のように計画して一作目数々
減りと作付単位面積の拡大。1968~70年目標
は早くも66年には達成され一方、ha当たり収
量も64~65年で計ても、穀物34~38.9 dt/ha、
ビート249~325 dt/ha、耕種部門全体で32.7
~48.4 GE/haと著増し、その後も第46表に示
されるように順調に上昇する二年後。たゞ(即
常勤生産性上昇・コストダウンにも注目され
た)。こうして状況と背景として1966年にK

第44表 耕地の作付構成の変化(1964年実績、1968年計画)(%)

作目	バルシュテット ・シュテッテン		ホッテル シュテット		ヴィッパッハ エーデルハウゼン		KOG 全体	
	1964	1968	1964	1968	1964	1968	1964	1968
穀物 (うち冬穀)	45.1 (15.2)	47.3 (22.0)	42.3 (14.2)	48.5 (27.7)	39.2 (9.4)	46.2 (22.0)	42.2 (12.9)	47.4 (24.0)
マメ類	3.0	2.4	3.9	1.7	4.9	—	4.0	1.4
採油植物	1.4	—	4.2	3.4	3.7	—	3.1	1.2
バレイショ	8.7	8.5	7.3	4.7	10.4	11.2	8.8	8.1
ビート	8.1	7.2	6.5	7.6	5.8	6.9	6.8	7.2
飼料用 耕作物	1.6	3.1	1.6	0.9	3.3	2.4	2.1	2.1
根菜採種	1.8	—	1.0	1.1	1.1	—	1.3	0.4
多年生 飼料作物	8.4	18.8	11.4	17.3	9.2	15.1	9.7	17.1
1年生 飼料作物	7.8	1.5	10.3	2.6	3.8	2.2	7.2	2.1
トウモロコシ 飼料作物採種	11.0	9.7	9.0	11.9	11.6	10.0	10.5	10.5
野菜・その他	2.3	1.2	2.0	0.3	5.1	1.8	3.2	1.0
	0.8	0.3	0.5	—	1.9	4.5	1.1	1.5

(注) ゴチック部分は1964~1968年に増加予定のもの。

(出典) Zu den Kooperationsbeziehungen..., S. 121.

OG の擴大が計画され、計画の再編が行われる
ところに至ったのである。すなはち、④・⑤とは
1965年初頭から耕作・飼料作・深耕作の専門
化へと一歩移行し、⑥・⑦とは合併後以降
も引き継がれていた。そして⑧・⑨とは幹部
会～下り加一干間、⑩とは下り加一干間に契
約制度が導入され、労働力編成へ専門化と自
立的決算単位の創出の方向に一步を踏み出す
ところである。

第45表 農種部門における作物数の減少と耕地面積の拡大

LPG/VEG		1964年	1965年	1968-70年	1966年	1967年	KOG 全14
作物数		327	371	327	371	VEG/LPG	
1964年	A	1964	19	25	27	(25)	28 (24)
	B	1965	16	22	20		27
	B	1968-70	14	15	13		27
	A	1966	11	15	13	13	13
1965年当り	A	1964	46	37	33	(23)	39 (39)
	B	1965	55	42	45		47
	B	1968-70	80	62	69		70
	ha	A 1966	80	62	69	69	70

(注) A: 実積
B: 当初計画

(出典) 1966年版 (1) 19-12 Zur vielseitig verbundenen ..., S. 28.
19-13 Zu den Kooperationsbeziehungen ..., S. 120.

表46 1パーセント面積の生産・経営実績

	1964	1965	1966	1967	1968	1969(予想)
経営面積	4	4	7	5	5	4 ⁽¹⁾
雇用地面積 ha	2,500	2,555	4,431	4,561	-	-
耕地面積 ha	2,361	2,430	4,009	4,025	-	-
労働力数 AKh/ha	21.4	21.4	19.8	17.9 ⁽²⁾	-	-
植物生産 GE/haLM	32.7	48.4	44.4	50.1	-	-
動物生産 "	23.3	31.8	30.0	41.8	-	-
市場取扱高 =	32.6	45.1	45.0	60.6	-	-
穀物 dt/ha	34.0	38.9	33.0	43.4	44.1 ⁽³⁾	44.2 ⁽³⁾
生バレーラ " 173.0	213.0	188.0	246.1	-	-	-
ビート " 249.0	325.0	311.3	302.5	332.0	360.0 ⁽³⁾	-
牛乳 Kg/頭年	2,450	2,850	3,114	3,342	-	-
" Kg/haLM	758	1,002	1,113	1,256	-	-
肉 "	191	268	258	357	-	-
仔卵 個/haLM	421	602	897	1,574	-	-
穀物 AKh/dt ⁽³⁾	1.6	-	-	0.9	0.42	0.27
ビート " 1.5 ⁽³⁾	-	-	-	1.1	0.8	0.46
コ 種植生産 M/GE ⁽³⁾	-	-	-	38.33	32.72	27.12
ス 種植 M/ha ⁽⁴⁾	22.77	-	18.17	-	-	-
ビート " 7.05 ⁽⁴⁾	-	-	4.90	-	-	-
ト 牛乳 " 69.00 ⁽⁴⁾	-	-	63.75	-	-	-
肉 " 414.00 ⁽⁴⁾	-	-	382.50	-	-	-
総取扱高 M/haLM	3,561	4,518	4,581	5,956	-	-
年貯蓄額 "	1,375	1,795	1,600	1,990	-	-
純所得额 "	399	670	569	863	-	-
蓄積 "	165	458	416	701	-	-
総取扱高 M/AK	10,027	14,873	18,928	26,627	-	-
(注) (1)実績。						
(2) VEGを除いた数。						
(3) FBZ支取元 ② K. E. A.						
(4) FBZ支取元 ③ K. E. A.						
(主張) ① W. Hahn, Mehr, Besser und Billiger..., S. 39.						
② T. Hartmann, d. a. O., S. 138.						
③ Zur vielseitig verbundenen ..., S. 29.						

(3) 農産部門の再編

中心部門の畜産では、当初これ等もこれ以後も補充經營の形態での乳牛飼養や全經營の主要生産部門であるとされる一方、これまでの一連の専門化の進行と生産性の水準を3. また、第47表のように、③・⑤・⑪等の豚飼育、④等の家禽飼育が主要生産部門に位置づけられた。そしてそれ等の家畜の種類に応じた分業と協業の関係が次のように定められた（再編は1965年に開始）。

第一に、1964年まで全經營に存在してい分散的牛飼育は④・⑪へ副次的生産部門として集中し、専分に応じた KDG の放牧地利用を行ふ。

第47表 農産における主要生産部門の形成(64年実績、65年年頭、70年計画)

LPG	主要生産部門(頭・羽数)	1964	1965	1970
バールシュテット・ シュテッテン	子取りを含めた乳牛飼育(乳牛)	293	300	340
	子豚生産 (雌豚)	186	240	360
ホッテルシュテット	子取りを含めた乳牛飼育(乳牛)	310	310	420
	育雛を含めた採卵鶏飼育(総羽数) うち採卵鶏のみ	6,150 5,930	(不明) 10,000	32,000* 15,000
ヴィッパッハ エーデルハウゼン	乳牛飼育 (乳牛)	247	240	445
	豚肥育 (肥育豚)	1,580	1,800	2,000

(注) * 当初22,000。

(出典) Zu den Kooperationsbeziehungen..., S. 124; G. Curdt u. K. Thoma, a. a. O., S. 469.

第三に、④の豚と⑤・⑥に移転し、豚舍の改築・輸入により建設された二つの近代的大施設にもとづいて⑦・⑧の採卵鶏を⑨に集中した。⑩はKOG内部にてLPGと隣接諸LPGの採卵鶏をも集中し、飼料生産を専ら飼料自給用に転換する一方、それらの経営が飼料の市場生産を拡大する御定を結んだ。先に⑪はブランケンハイニ LPG 芝同体組織体から、ひなを購入するところもしくは、若鶏販売を行ふ卵生産に専門化する(1967年に当初計画の主要生産部門では、たま牛飼育の縮小と⑫への移転が決定される)。なお⑬は副次部門として2000羽の採卵鶏をマイマーチ家禽人民所有経営へドロイラーへ託す供給用に維持する。

第三に、乳牛飼育工場御定にもとづいて⑭のブルセラ症の疑いのある乳牛を⑮に移転し、⑯での病気発生を防ぐとともに、⑰は最遠隔地エッタースブルクでの育成牛飼育を強化することによってKOG全体の牛乳生産を高め、雄牛からの肉生産を未經産牛・乳牛からの

淘汰によって代替する方向が全國で行われた。⑤
で、育成牛の不足はケーリンテン森の育種
LPG と協定によつて補充された。これによつ
ていた(⑤から育種 LPG に繁殖用雌牛を販売
し、雄牛を長期契約にもとづいて置く度す
), したがつて当初計画においても、革へ全
LPG で乳牛飼育を拡大することは、第 48 表
に示したような構成上の差違が予定されて
いた。

第四に、畜産における経営間協業の骨格と

第 48 表 家畜飼育頭数の変化(農地 100 ha 当り頭数)(64 年実績、70 年計画)

LPG	牛							
	乳牛		育成牛		肥育用子牛		合計	
	1964	1970	1964	1970	1964	1970	1964	1970
バールシュテット・ シュテッテン	35	41	27	31	20	10	82	82
ホッテルシュテット	32	46	13	38	31	2	76	86
ヴィッパッハエーデルハウゼン	26	51	28	3	18	19	72	73
KOG 全体	33	46	23	24	20	10	76	81
豚								
LPG	種豚(雄・雌)		3カ月までの仔豚		その他の豚		合計	
	1964	1970	1964	1970	1964	1970	1964	1970
バールシュテット・ シュテッテン	18	45	72	143	35	44	124	232
ホッテルシュテット	8	—	38	—	68	—	114	—
ヴィッパッハエーデルハウゼン	14	—	30	—	150	236	194	236
KOG 全体	13	14	46	45	86	93	145	152

(注) ゴチックは拡大予定のもの。

(出典) Zu den Kooperationsbeziehungen..., S. 126 f.

乍す豚ではこれが国家的子豚供給経営であった③と④に子取りの過程を全く集中し、子豚と⑤に直接販売して⑥や肥育に専門化するシニヤ決まりられた（第48表）。しかし⑦VEABではなく⑧に契約販売する事に伴って、⑨には以前の國家アーチストによる飼料供給が与えられる事による問題が生じた。さらに、1965年の春には胃腸炎で⑩の子豚が450頭も死亡し、15kg以下の子豚には併除が適用されなかつたため、⑪の著しい生産低下と損失が生じただけではなく、⑫での生産計画遂行上の困難が発生した。当事者たちはVEABへ子豚供給への介入と併除制度の改善を訴えることになった（具体的な解決の過程は不明）。

以上のように生産構造上の再編が予定され、集積・専門化・分業・協業の深化がはかられたが、上述のような困難の発生にもかかわらず主要生産部門形成は全体としては功を奏した（前掲第47表および第49表参照）。第一畜産部門数は1964年の9～12か月、1966年12

はすてに 4 ~ 6 に整理され、当初の 1968 ~ 70
年目標が達成された。第二に、生産の集積も
第49表 高度化における集積の進行と部門別の頭数

		ハーベストトト シヤツチ	ホテルトト シヤツチ	アーバン エコノミー	VEG/LPA	KOG 平均
牛合計	64	740	930	810	866	770
	66	1,060	805	930	950	835
乳牛	64	400	310	280	355	340
	66	475	345	395	430	415
bek	64	1,420	1,100	2,170	1,560	1,560
	66	1,770	-	2,650	2,050	2,150
稚卵鶏	64	3,400	3,750	2,750	3,850	3,450
	66	4,300	15,000	360	4,000	5,700
精畜单位 GV/halN	64	77.7	81.7	81.9	89.4	83.8
	66	95.0	108.0	106.0	87.2	98.8
生産頭数	64	10	10	12	10	10
	66	6	5	4	6	5

(2) Zur vielseitig verbundenen ..., S. 28.

計画以上に早く進行した。たゞ之は (H) では稚卵鶏の 1970 年予定 1 万 5000 羽が 1966 年に達成され、総羽数の 1970 年計画 2 万 2000 羽は 3 万 2000 羽、5 万羽への目標が引き上げられ、1967 年には将来 11 万羽に拡大することすら計画されたことである (1972 年に実現)。第三に、労働生産性の著しい上昇をみた。たゞ之は (V) で 1965 年実績で (V) では 1 人当り豚肉生産

量は前年の 215 dt から 517 dt へ上昇した。先して第四回、コスチュアニヤー達成された。経営間での部門交換と、既存の施設の増改築による効率的利用による集積の達成という方針や新規投資を最小限に抑えられることが可能としたからである。牛乳 1 dt当たりコストは 1964 年の 69 M から、'66 年には 63.75 M へ低下した。

こうした再編過程は他方で生産・販売過程の一定領域、分離 Ausgliederung を伴った。すなは KOG 結成以前に組織された ZBO (法人) と混合飼料經營 ZGE (非法人) の他に、1966 年には石灰散布・基肥施肥・販売購買用の運輸・肥料の貯蔵・パレイン等の運送が BHG によるシナジーと共に共同で組織化 ZBE (後の ACZ) に移管された他、上述の工場に畜産部門では段階生産の導入により、育雛や育成の一部が他の LPG や ZGF に協定契約のもとで山上に移転されたのである。

今後議論の關係で二点補足したい。第一は發展計画の変更の問題で

なる。予想以上の速度で進行した集積化専門化は、66年のVEG1個で始く（以下⑩と略記）⁵と参加で加速化され、67年には一度の専門化をめぐる新しい方向が提起された。当初予定されれたいた⑪で、400床乳牛施設の建設や稼算の問題から中止され、次の会議⑫に振り向かれて、800床の拡大工事を始め、⑪⁶の採卵鶏飼育の目標が5万羽から11万羽に引き上げられたとある。さらに⑬で行われたいた豚肥育が漸次⑭に集中され（1969年に2戸4000床の建設計画）、⑮や豚肥育の中心をめざす一方で、⑯・⑰の子豚生産はKOGに隣接する他のLPGへ集中され、⑯・⑰は牛乳生産への専門化を強め、飼料供給の重点を移行す⁷る。⑬とともに新たに乳牛施設が完成され400～800頭の乳牛を集中するという一歩がなされた。すなわち1970年半では畜産部門数を3～4に縮小し、⑯に牛乳生産、⑭に肥育豚、⑪に採卵鶏を集中する一方で、⑬で副次部門として羊飼育を集中し、飼料供給経営への特

化を進めるところであった。この仁川は、1967年12月のトラクター・共同購入委員会として、重技術アリヤー＝テル "Schwere Technik" の参加経営の枠をもつて共同組織として創設され、秋の深耕作物収穫時の常備化による解消計画等、全ての耕耘・整地作業を一年に亘り行う計画がなされた。専門 LPG の創出を展望して、過渡的解決 übergangslösung として KAP が形成されたのが 1968 年 1 月 1 日である。

第二に、畜産化。上述の専門化を達成するには 20 GE/ha 以上の飼料增收が不可欠であるとの観点から、1200 ha の雨状灌漑 Berechnung を可能とするような大貯水池 (180万 m³) の建設 (1968 ~ 69 年完成予定) を含む大規模な土地改良計画が 66 ~ 67 年に作成されたことである。技術的不十分性と KAP や LPGP や LPGT・VEGTへの移行に伴う諸問題やコスト上の問題から当初計画は変更され、延期されたが、1971 年には灌水・水肥・雨状灌漑の施設が完成

すゞニシタ。

(4) KOG の組織構造

この KOG は 1966 年 6 月 10 日に制定された『KOG の登録と権利能力の賦与に関する法規命令』¹¹⁸⁾に依り、法人としての権利能力を獲得するため「定款」¹¹⁹⁾を作成してある。この『法規命令』は KOG における「統一的・民主的指導権」以下の「新しい質の社会主义的生産関係の形成上それまでのものから現状認識にもとづいて、「こうした発展を支えるため」、協議参加による十一の希望によって、KOG の権利能力と賦与する可能性とを定めたものである。先づ「KOG の KOG は譲渡された基本・運動手段を自己の管理下にし、年会並に、自らの名前で法的取引に参加しようとするものとされ、協議参加による十一の希望によるものとされ、LPG は自己の総会の同意を得て、法人の権利能力を獲得することができる」(第 1 条第 1 項) とされた。

点は、「二、KOGは、全の協業に一十十一
二五九決定され、郡評議会に登録。以下に提
出され第一の定款にも二十九活動する」
(同才2項)が、「それ以上、2 KOGに参加
する社会主义農業經營。権利能力は制限され
ない」(同才3項)と規定してある。併しこれ
は下の二、二の『法規命令』は既述の上とお
KOG形成による地域的統一生产单位形成とい
う水平的協業路線の一つへ到達点を示すもの
である。

次に二「定款」を中心としてKOGの二十二
二十一の組織構造を検討しよう。

1.原則 KOGへの参加は各經營の自由意志
による、平等・相互の利益・法的自主性
の維持の上に行われ、最高の組織は各IPG
・組合連絡会で、これが下の協業の共同の権利・
義務の決定権をもつ(VEGは法規にもど
りて支配人・從業員組合が最高機關)。協業
の目標は生産の集約化と共同發展計画の遂行
、左の二、共同の經營が上位KOEの一層の

建設と利用におかれる。KOGは郡評議会への登録により法人になり、参加パートナーはすべてに存在してゐるZBOを法人の日本KOGに編入するシニヒに同意するにされてゐる。

2. 参加経営の権利と義務 参加経営の権利は、協業的共同の利益の利用・共同展望計画の決定・共同の投資や施設への参加・協業評議会KORへの代表派遣、KOGの活動や参加経営の共同課題の遂行に関する報告の請求なし批判と提案、KOEのサービスの享受と利潤分配への参加などである。義務は、定期的なレポートの補足の遵守、代表によるKORの指導への参加、各経営の固有の指導機関の自主性を維持しつつKOG等いレパートナーとの共同効働および義務の遂行、KORの提言なし指示毛LPGなしVEGの統合で討議し決定し実践する、パートナーの計画達成のための相互援助（但し計画達成の責任は各経営にある）、共同効率の過程で生じた不運の自然災害による各経営の経済的不利益については、それを補

償する可能性や支給する方法について共同で討議する。KOEからサービス享受は簡単計算にもとづき各種差せ支払う。ニニ有る。最終から2番目に挙げた点は、二の「定期」では他の箇所で十分に触れられてはいるが、先の「法規命令」とKOGの登録の際の狙いが「KOGに譲渡された基本・流動手段を自主的に管理」する二とにあつたこと、さらには最初の發展プログラムで、報酬原則の一体化がはかられた後には、常備単位の統一的評価額を超えて支払は行かず、超過收入は組合のフォンドに輸入することが定められていた二であるから計上、不運の経済的不利益を調整するためのKOG共通フォンドの形成を示唆してあるものと思われる（後に専門LPG・VEGに独立化した段階では上述の目的に沿つて共同フォンドの存在が指摘されることは）。

3. 加入と脱退 新規加入はKOG参加全経営へそれがれの組合との同意、ならびに、KOGの發展計画の変更に関する部評議会の同意を

中止とする。KOE (ZBO と ZBE) の評議會に参加は協業契約に下り行う。脱落は文書で行い、全員一十一人同意を中止とし、決定の二年後の年度末に発効する。其の際 KOE の持分は KOR の規定に応じて返済される。解約告知機関が長くとられることによって協業關係の長期性の保證をなしてあることに注意された。

4. 経営間の關係 各同産農計劃にもとづく経営間の経済關係は経済契約に従って行われる。変更は KOR の決定を中止とする。KOE の参加に応じて各経営は自己の力で、農業銀行郡支店からの信用によつて、金融的・物質的手段を提供する義務が取る。

5. KOG の指導 KOG の指導は各参加経営の決定にもとづいて、主として各経営より選出される代表（当初付議長、監査記の之名）によつて構成される KOR に下され行われる（任期 2 年）。KOR の年初の會議で選出された議長（任期 1 年）が毎月 1 回（当初は 2 回）会

議を主宰し、KOGの法行為に於て、他の委員と共にKOGを代表する。KORの会議では各経営は1票三叶を持ち、全員一致を原則とする（KOEに關しては参加経営三叶が投票権をもつ）。KORの任務は、第一に、KOGに対する、共同発展計画の遂行とそのための適切な措置の決定・経営間の生産計画や契約（協定）の作成・年生産目標達成の監督・経営アドバイスの教育や再教育の組織と調整、第二に、KOEに対する、KOE責任者と簿記係の任命と罷免・發展計画や年次計画による経営規則の決定・KOEの活動の監督と責任者の報告の承認・KOEの才才不凡形成や利用等による利潤分配の決定、などである。但し、發展計画やこれと関連する契約の変更・補充・二、KOGへの他の経営やKOEの参加・KOEの新設・KORの活動規則とKOEの経営規則の承認等の協議の基本問題は全て参加経営の範囲に決定を主導する二、特記され、更にKORによる参加経営の經濟運営に対する介入を禁止す。

れで～る。先づ KOR は年度末決算後、各ノ
一十一年に對し幹会と報告する義務を負ふ。
～る。

一方 KOG には参加經營の総会 2 名ずつ選
出された代表からなる監査委員会（任期 2 年
）が設けられ他に、年 1 度、KOG の發展構
想討議のための經濟會議が開催され、之に
KOR の下に常設の委員会（耕種經濟局と云
土地肥沃度・畜産・機械化・建設・教育・婦
人勞働・經營局との金融・直接關係の形成の
各委員会）が置かれ、臨時的情勢下に一時的
創設も可能であるとされ～る（後に KAP 形
成の際に、常勤の一時解消用に二つの臨時勞
働團体が投入され～る）。

「定款」ではさらには二つの KOE に関する規定
が記されて～るが、その内容は ZBO に関する
述べたものと大差ない。以上の分析から明ら
かのように、KOG はその指導上の中核をなす
KOR は一方で参加經營間の協業課題の調整
・監督を行ふ組織の性格と、他方に共同工作

ンド形成・常置委員会の設置・臨時常勤力の投入・法人化に伴うるよう统一的生産単位形成に向付た組織の性格という二重性をもつてゐるところが明らかである。しかし、バーレンシユネットのように参加經營自体の規模が大きく、専門化を進めたKOGでは、KOG自体の大LPG化(=合併)は課題とはなりえない。そこで、發展方向は耕種部門と畜産部門を經營間に分離して再結合をはかる新たな協業組織体の形成として展望され、これへの過渡形態としてa KAPの創出が課題となることになる。

たゞ、バーレンシユネットの例は当時のDDR農業の發展段階からすれば最先進事例であり、突出部分にすぎない。後のKAPやLPGPの事例から推定すると、当時存在していたKOGは8~12經營(中心は5~10經營)からなり、その規模は4000~6000haを中心として1万haにも及んでいたが、量的にも、質的にも未だ発展途上である。⁽²⁰⁾第一に、KOGへ

・ LPG・GPG・VEG 等の輸入は、過度の行政的促進が批判されたことにより、1969年春工も未だ 50% 程度にとどまり、その量的高まりは伸びても大きくなかった⁽²⁴⁾。第二に、その二工の反映率も高まらず、依然として LPG I・II 型の比重が高く（農地面積シェアは 1966 年には 25.9% に達しており、軽量農工 III 型が I・II 型を初めて凌駕した 68 年でも未だ 20.4% をしめす（第 33 表参照）、畜産の共同化が遅れること（第 37 表）。したがって第三に、KOG における軽量間歇業は耕種部門を中心とした機械の共同購入・共同利用に重点を置かれる。一部の重技術下りが一个 Brigade "Schwere Technik" による恒常的・通常的・体系的機械投入も行われたが、実態的には大部分は収穫期を中心とした一時的下機械の共同投入にとどまっていた。これは KOG による共同発展計画が十分に作成された背景と背景としており、軽量間歇作目交換→耕地の交換令合→大型圃場形成を軸とした科学的輪作体系の創出、

による耕種部門の集積と専門化が十分に展開してしまってこれを示すものであります。それゆえ第四に、自給的飼料基盤の狭隘性の下で、部分的に計られた畜産 EGE の形成は個別 LPG の下支えの域を出す、集積・専門化へ環としての役割を得るにはできなかつたのである。だから第五に、KOG における協業は個別 LPG の再生產過程の一部を包摂するにとどめ、乙、百貨店生産＝多部門生産は克服されなかつて、地域的統一的生産単位の形成には到底してしまなかつたのである。

しかし最初的にせよ形成された KOG での協業は、一方で共同労働に従事する組合員農民の利害の一体性を生み出し、技術や労働の標準化もたらすとともに、他方で共同投入された大型機械の効率的利用を要求する。KOG 形成の初期に計られた上述の路線は、1968～71年に相次いで完成し、逐時投入されつつ、トヨタ E512 を中核とする一連の新しい大型機械を軸として、生産耕種部門から実現され、先

の最先端は KAP を頂く二つは S、2 KOG 化を
竟進尾と云ふ發展標準と上昇 E H 3 = 2 = 2
3 = 2 = 2 = 3。